

会

議

午前10時 0分開会

○議長（竹内清二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成29年9月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会期の決定

○議長（竹内清二君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より10月2日までの20日間といたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は20日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知おき願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、13番 沢登英信君と1番 進士為雄君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

7月19日、全国市議会議長会の第143回地方財政委員会が東京で開催され、私が出席いたしました。

この委員会では、付託事項の協議が行われ、平成30年度地方財政対策に対する要望書（案）

及び東日本大震災に関する要望書（案）について承認し、政府関係機関等に働きかけをしていくことが決定いたしました。

また、総務省自治財政課長から「地方財政をめぐる最近の動向について」、総務省自治税務局企画課長から「地方税制をめぐる最近の動向について」それぞれ説明が行われました。

次に、活動要望について申し上げます。

7月4日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会の役員の方々と私が中部地方整備局に対し「伊豆縦貫自動車道建設促進について」の要望活動を実施いたしました。

7月14日、伊豆縦貫自動車道「天城峠道路」及びアクセス道路網建設促進期成同盟会の平成29年度要望活動が実施され、国土交通省及び財務省等へ私が関係市町の方々と出席いたしました。

7月28日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会、伊豆縦貫自動車道建設推進期成同盟会並びに東駿河湾環状道路整備促進期成同盟会による平成29年度の合同促進大会が東京都で開催され、私ほか議員の皆様が関係市町の方々と出席いたしました。

また、大会終了後に国土交通省及び財務省等への要望活動を実施いたしました。

出席された議員の皆様、大変ご苦労さまでございました。

次に、議員研修について申し上げます。

8月17日、平成29年度静岡県市町議会議員研修会が静岡県コンベンションアーツセンターで開催され、私を含め11名の議員が出席いたしました。

この研修会では、元NHK解説委員で法政大学スポーツ健康学部教授の山本 浩氏による「東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップをチャンスとした地域活性化」と題した講演がありました。

研修に出席された議員の皆様、大変ご苦労さまでございました。

次に、総会関係について申し上げます。

6月25日、平成29年度フラワー都市交流連絡協議会総会が山形県長井市で開催され、私が出席いたしました。

次に、式典関係について申し上げます。

7月15日、水師提督ペリー上陸記念式典が横須賀市で挙行され、私が出席いたしました。

次に、姉妹都市訪問について申し上げます。

8月3日から4日までの2日間、議会運営委員長を団長として、議員6名が群馬県沼田市を訪問し、インバウンド等の情報交換を初め、行政事情を視察するとともに、両市の交流を

深めてまいりました。

次に、他市からの行政視察等について申し上げます。

8月1日、東京都荒川区議会の文教・子育て支援委員会の議員5名と教育委員会関係者により、委員会の区外所管施設の調査に伴う表敬訪問が行われました。

次に、市長より提出のありました「公益財団法人下田市振興公社の経営状況説明書」及び「市税の概要」を配付してありますので、ご覧ください。

次に、昨日までに受理いたしました依頼1件でございます。

全国森林環境税創設促進議員連盟会長の板垣一徳氏より送られてきました「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についての依頼1件の写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（高橋智江君） 朗読いたします。

下総行第77号。平成29年9月13日。

下田市議会議長、竹内清二様。静岡県下田市市長、福井祐輔。

平成29年9月下田市議会定例会議案の送付について。

平成29年9月13日招集の平成29年9月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

認第1号 平成28年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 平成28年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 平成28年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 平成28年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 平成28年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 平成28年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第8号 平成28年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第9号 平成28年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第10号 平成28年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、報第8号 平成28年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について、報第9号 平成28年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告について、報第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成29

年度下田市一般会計補正予算（第3号））、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、議第44号 下田市固定審査評価委員会委員の選任について、議第45号 下田市過疎地域自立促進計画について、議第46号 下田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、議第47号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第48号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第49号 下田市子供のための教育保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第50号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第51号 平成29年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第52号 平成29年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第53号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第54号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第55号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第56号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第57号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第58号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）。

下総行第78号。平成29年9月13日。

下田市議会議長、竹内清二様。静岡県下田市長、福井祐輔。

平成29年9月下田市議会定例会説明員について。

平成29年9月13日招集の平成29年9月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 福井祐輔、副市長 土屋徳幸、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 河井長美、統合政策課長 黒田幸雄、総務課長 井上 均、教育委員会学校教育課長 土屋 仁、教育委員会生涯学習課長 土屋佳宏、防災安全課長 高野茂章、税務課長 日吉由起美、監査委員事務局長 土屋紀元、観光交流課長 佐々木雅昭、産業振興課長 長谷川忠幸、市民保健課長 永井達彦、福祉事務所長 土屋悦子、建設課長 白井達哉、上下水道課長 鈴木光男、環境対策課長 鈴木芳紀。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（竹内清二君） これより、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は6名であり、質問件数は18件であります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番。1つ、新庁舎建設について。2つ、中学校再編整備について。3つ、人工透析患者の実態について。4つ、市内経済の活性化について。

以上4件について、4番 滝内久生君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 自公クラブの滝内久生です。

議長の通告に従い、順次一般質問をさせていただきます。

最初に、新庁舎建設についてお伺いします。

本定例会に、下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例が上程されています。

さまざまな要件を精査、比較し、河内地区の稲生沢中学校北側を建設候補地としたものと思います。

平成29年3月定例会におきまして、市長は「住民合意」とは議会であると明確に答えました。

その考えについては同感ではありますが、候補地決定の経過について、市民への周知、市民の理解を得ることは重要不可欠であります。

楠山前市長は、敷根民有地を新庁舎建設候補地とし、平成26年度、平成27年度2カ年にわたり、説明会39回、パブリックコメント1回、広報「しもだ」掲載1回、新庁舎建設だより発行2回を行いました。

これだけの説明、周知を図りながらも、平成27年9月3日付、下田市議会議長宛ての「新庁舎建設事業の再検討を求める請願」が9,500余の署名をもってなされ、その中で「内容説明が住民に対して十分ではない」と指摘されました。

福井市長は、平成29年2月17日に新庁舎建設候補地を河内地区の稲生沢中学校北側と発表しました。

今日まで、候補地決定の経過について、市民への周知、市民の理解を得るのに、説明会2回、パブリックコメント1回、広報「しもだ」掲載1回しか行っていません。

果たして、市民への説明責任が十分だったと言えるでしょうか。

私は、甚だ疑問を抱かざるを得ません。

9,500余の請願にあった「内容説明が住民に対して十分ではない」との指摘をどのように捉えていたのか伺います。

「住民合意」は議会であっても、多くの市民への周知、理解を求めることは不可欠なことと思いますが、市長は市民への説明が十分であったとお考えでしょうか。伺います。

次に、中学校再編整備について伺います。

生徒の教育環境を考え、中学校を再編し1校化する方針を決定したことは大いに賞賛するものであります。

平成29年7月19日付伊豆新聞の報道によりますと、「通学補助全額補助明示」との大きな見出しで、市立学校等再編整備審議会に諮問されていた新中学校の再編手法、建設手法、通学補助などについて答申したとありました。

今後、定例教育委員会、総合教育会議で協議し、8月中、市幹部による市政策会議で最終決定するとの報道でしたが、答申の中で注目されるのが通学補助であります。

市長は今以上の負担をかけない方向としたいと表明していたと認識しておりますが、審議会の議論の結果、「財政状況を考慮する」という部分が削除されました。

通学費を全額補助とし、保護者の負担を軽減することができるのであれば望ましいことと思いますが、どの程度の金額となるのか、シミュレーション結果などあれば明らかにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

平成29年7月4日の第3回再編整備審議会において、10月から11月にかけて学校・保護者・地域住民の方への説明会開催予定を表明していますが、通学補助の問題が中心となることが予想されます。

通学補助に関する市の方針を決定しなければ、説明会の開催は困難と思われませんが、今後どのように対応していくのか伺います。

次に、人工透析患者の実態について伺います。

腎臓病は、腎臓の中にある糸球体や尿細管が冒されることで腎臓の働きが悪くなる病気です。

腎臓病にはさまざまな種類があり、それぞれの原因や症状も異なります。

腎臓病が進行して腎臓の働きが弱くなると、腎不全といわれる状態になります。

腎不全には、急激に腎臓の機能が低下する急性腎不全と、数カ月から数十年の長い年月をかけて腎臓の働きがゆっくりと悪くなる慢性腎不全があります。

急性腎不全では適切な治療により機能が回復する可能性があります。慢性腎不全では失われた腎機能が回復する見込みはほとんどありません。

慢性腎臓病の治療の主流は人工透析治療であり、その患者数は年々増加しています。

人工透析は週3回、1回4時間から5時間を要し、患者の負担は大きなものがあります。

下田市内にも多くの腎臓病患者がおり、腎機能障害対象者は平成29年7月24日現在80余名となっています。

人工透析患者を受け入れていた下田市内の伊豆南クリニックが、平成29年6月20日、賀茂保健所へ休止届を提出いたしました。

この休止により、それまで受け入れられていた人工透析患者は近隣の医療機関へ割り振られ、その内訳は、下田循環器・腎臓クリニックへ15名、伊豆東部病院へ12名、西伊豆病院へ1名となっています。

透析患者は高齢の方が多く、自力で通院できない方は医療機関の送迎を利用し、治療を受けています。

伊豆東部病院へ割り振られたある高齢の方の実態ですが、8時30分から透析を受けるために、朝5時に起床し、6時15分に食事、6時40分頃に着がえ、7時20分には送迎バスに乗り、1時間近くをかけて病院に到着し治療を受けています。

高齢の方には過酷な実態となっています。

市長はこの実態をどのように思われているのか伺います。

市内には、透析患者を受け入れている医療機関は1つであります。

複数の受け入れ医療機関があることが望ましいことは、市長もご理解いただけることと思います。

医療機関を招くことは簡単なことではないと認識しています。

長期的な対応となりますが、今後どのように医療体制を構築していくのか伺います。

次に、市内経済の活性化について伺います。

「若者の働ける場所をつくってほしい」との声が多く寄せられています。

下田の基幹産業は何といても観光業であり、観光業がかつての勢いを取り戻すことが市内経済の活性化につながり、若者の働く場の創出、所得の向上、人口減少の歯どめ等々、好循環に寄与するものと大いに期待するものであります。

観光交流客を増加させようとさまざまな施策を推進していますが、既存の資源をPRするだけでは大きな成果を得ることはできないのではないのでしょうか。

次から次へと新しいものをつくり、その情報を発信し続けなければ、観光交流客の増加は望めません。

恒久的に集客が望める観光関連施設の整備は急務であります。

私は一貫してこの考えを提案し続けてきました。考え方だけの提案ではなく、具体的な施策も提案し続けてきました。

私の提案は、大川端の一つ内側の通りにある干物製造地区を中心に、石畳等の舗装整備、ガス灯などを含む修繕・整備を行い、「(仮称)ひものロード」として旧町内を周遊する動線をつくり上げるものです。

何も行動しないのでは、町は衰退していきます。すぐにでも着手することを期待しています。

ハードの投資は下田市にとって急務であります。

何が一番効果があるのか考慮し、既存の計画に縛られることなくさまざまな施策を展開すべきと思いますが、どのようにお考えか伺います。

以上、私の趣旨質問を終わります。

○議長（竹内清二君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、滝内議員のご質問にお答えします。

第1番目に、市庁舎の移転の件につきましてでございますが、本当に市民に周知しているのかというご懸念、ご心配をいただきまして、大変ありがたく受けとめております。

今回は、4つの評価軸に従って、論理的に市民の皆様にはわかるように、論理的に組み立てて説明してまいりました。

1点目が、まず経済性について、2番目は安全性、抗堪性、3番目はアクセス、4番目が発展性、市のまちづくりと合致しているかどうかという、その4点に絞って検討してまいりました。

さまざまな候補地からも、この稲生沢中学校北側隣接地が最適であるというふうに判断をして、説明をしてまいりましたし、また、その財源もどういうふうになっているのかという疑問にも答えられるように、緊急防災・減災事業債を使ったら、市の負担は30億の事業をやる場合においても、市の負担は14億2,000万の負担でやると、そのうちの7億は自分で準備した資金で支払う、7億8,000万をあとローンを組むと、それを17年間で払うと、4,600万円ずつ17年間払うと、そしてあとの18億2,000万は起債の国からの償還で支払わなくてもよくなるという、相殺されるということになりまして、そういうしっかりとした資金源も、支払い方法も説明してきたということでございまして、市民の皆様には十分にご理解いただいているというふうに思いますし、また、3月22日と4月23日に2回説明していただきましたけれ

ども、そのうちの3月22日の説明会につきましては、SHKで4月2日に3回、同一放送を
していただいています。

また、小林テレビでは、4月4日に6回、時間を変えて放送していただいております。

そういう点で、十分に私の周知は図られているというふうに考えております。

後は、皆様の表決を、明鏡止水の心境でお待ちしております。

よろしく申し上げます。

以上でございます。

それが市役所の移転の件についてであります。次に、中学の再編につきましては、いろ
いろ検討した結果、4キロ以上のバス通学につきましては全額補助できる、そして2キロか
ら4キロの間のお住まいの方で、自転車かもしくは徒歩で通う、そのうちの自転車を選択し
た方には、上限を4万円として、その自転車購入の半額を補助できるという結論に達しまし
た。

そのほか、細部につきましては、いろんなケースがあると思いますので、できるだけ市と
して尽力したいと。

特に、逆川賀茂間の今自主運行路線の区間につきましては、スクールバスを用意するつも
りでおります。

次に、透析患者を主体にした医療体制の構築につきましてでございますけれども、透析患
者の実態は、私もいろんな方からお聞きして、承知しております。

非常に、透析できる病院が、下田市内で1カ所のみとなったことに、非常に残念だとい
うふうに思います。

将来、できれば新たな医療機関を、透析専門の医療機関を招致したいというふうなつも
りでおります。

また、予防医療というのも非常に大切でございまして、これから糖尿病の患者さんに、重
症化しないように、啓発活動あるいは服薬指導等を専門の方にやっていただくと、これは広
域連携でも考えておりますので、そういう施策も県と連携しながら、あるいは各町とも連携
しながら進めていきたいというふうに思っております。

4番目の、観光施設のハードの面を整備しろということですが、議員おっしゃる
とおり、「ひものロード」につきましては、長年からご要望をされているということござ
いますので、近々にこれを実現するように検討していきたいというふうに考えております。

そのほか、細部は、特に中学再編の通学補助のシミュレーション等につきましては、担当

からご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、今市長から答弁させていただきました、中学校再編にかかわります通学補助の関係でございますが、滝内議員のほうからシミュレーション結果などあれば明らかにしてほしいというようなお話がございました。

そこで、議長にちょっとお願いなんですけど、よろしければ資料を配付させていただいて、それに基づいてご説明させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（竹内清二君） どうぞ。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、大変貴重なお時間を拝借いたしまして申しわけございません。

それでは、中学校再編に伴う通学方法の検討につきまして、配付させていただきました資料に基づき、ご説明をさせていただきます。

本資料につきましては、先日の全員協議会で配付させていただきました資料をもとに、生徒数、補助金額等の試算をしたものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

まず、基本的な考えにつきましては、全員協議会で説明したとおりでございます。おおむね2キロ以内は徒歩、2キロ超え4キロ以内は徒歩または自転車、おおむね4キロ超えは路線バス、おおむね4キロを超えるが路線バスが利用できない場合はスクールバスを利用する案で検討してございます。

2ページにつきましては、先日ご説明させていただいたとおり、下田中学校から2キロ、4キロ、6キロの位置を示したものでございます。

3ページをお願いいたします。

まず、開校の予定でございます平成34年度の生徒数でございますけれども、429人と想定してございます。

なお、生徒数につきましては、本年4月1日現在の住民基本台帳データに基づき想定したものでございます。

下には、学年別、地区別の生徒数を記載してございますので、また後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

こちらは、平成34年度から平成41年度までの生徒数の推移を記載してございます。

平成41年度には、平成34年度と比較して109人減の320人と想定しているところでございます。

続きまして、6の区域による内訳でございます。

おおむね2キロ以内の徒歩通学区域の生徒数でございますけれども、下の表をご覧くださいますと51人、おおむね2キロから4キロ未満の自転車あるいは徒歩通学生徒につきましては、下記の区域内196人、おおむね4キロを超えまして路線バスを使用する通学生徒につきましては139人となります。

それから、スクールバスを利用する生徒でございますけれども、現在市が自主運行バスを運行しております賀茂逆川線沿線の地区の生徒ということで、43人ということで想定しているところでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

次に、自転車通学にかかる経費でございます。

こちらにつきましては、先ほど市長からもございましたとおり、通学に使用する自転車、これについては電動アシストつき自転車を含むものですが、それとヘルメットの購入費用を補助するもので、補助率については2分の1を想定し、上限額は4万円、それからヘルメットを2,000円としたものでございます。

上限額については、電動アシストつき自転車、こちらの1台約8万円と想定して、その2分の1を補助するとしたものでございます。

自転車購入補助金につきましては、自転車自体の法定耐用年数は2年ほどということでございますけれども、通常に使用した場合には5年程度は使用できると考えられますので、また通学以外の使用も可能であるということから、補助率については2分の1としたものでございます。

補助につきましては、3年間で1回と考えております。

平成34年度の補助金の想定額でございますけれども、2年生、3年生、通学に使用する期間が1年間、2年間と異なっているわけではございますけれども、自転車を必要とする原因が中学校の統合ということでございますので、1年生から3年生まで同額としております。

それから、1人当たりの上限額を4万2,000円と想定した場合、196人分、823万2,000円となります。

次の表が、下の表が平成41年度までの補助対象生徒数と、補助金額の推移を想定したものの

でございます。

平成35年度以降は、新1年生のみの補助となりますので、平成35年度には65人、273万円、以降、平成41年度には52人、218万4,000円と想定したものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

こちらの表は、おおむね4キロを超える地域から通学する生徒に対しまして、各停留所から下田駅を経由しまして、下田中学校までの定期代を試算したものでございます。

下田中学校までの路線延長ですとか、登下校の時間帯の増便等につきましては、現在、交通事業者さんと協議を行っているところでございます。

現在の通学の補助でございますけれども、ウイークデー定期というものを使ってございまして、こちらは土曜日・日曜日は使用できません。

また、8月の一月分は支給しておりません。

ですが、今後は部活動等も考慮をいたしまして、365日分、4カ月定期と、交通事業者さんのほうでは4カ月定期というものが最長でございますので、それを年に3回現物支給することで考えております。

人数につきましては、稲梓地区、スクールバスを利用を想定する賀茂逆川線の沿線地域の生徒43人を除いた139人と想定いたしまして、平成34年度で2,300万円程度と考えているところです。

次が、平成41年度までの対象生徒数と補助金額のほうの推移でございます。

全体の生徒数は減ってまいりますけれども、平成35、37年にかけては、平成34年度に比較しますと対象生徒数が若干増加しておりますけれども、平成41年度には約1,540万円程度と想定されるものでございます。

7ページをお願いいたします。

次が、通学補助に関する財源となります。

まず、アの僻地児童生徒援助費等補助金でございます。

こちらは、学校統廃合に係る小中学校の遠距離通学、中学校については6キロ以上の生徒の通学に要する交通費を負担する市町村に対しまして2分の1が交付される制度でございますけれども、これについては5年間限りの補助制度ということでございまして、交付額につきましては、下記のとおり平成34年度が798万8,000円、5年経過後の平成38年度は769万9,000円と見込んでおります。

イにつきましては、特別交付税の推移ということでございます。

児童4キロ以上、生徒6キロ以上の通学補助に対しましては、特別交付税が算入されております。

平成34年度639万円、国庫補助が終了となる平成38年度は615万9,000円、国庫補助が終了した後の平成39年度以降は約1,000万円と推定しているところでございます。

8ページをお願いいたします。

8ページにつきましては、スクールバスに関する財源でございます。

全員協議会でもご説明させていただきましたけれども、購入費に対しましては補助率2分の1で、1台当たり377万円の上限額と、それからその残りの地方負担分についての過疎対策事業債の充当、これについては充当率100%、それから交付税措置が7割ということでございます。

また、維持運営費といたしまして、1台当たり年間600万円、2台で1,200万円の普通交付税が算入されております。

9ページをお願いいたします。

9ページは、スクールバス関連経費の想定でございます。

対象については、賀茂逆川線沿線地域の生徒43人を想定しておりますので、29人乗りのマイクロバス2台を購入するもので、1台当たり820万円といたしまして、2台で1,640万、構想・効果等につきましては、1台当たり59万円の2台分118万円、内容については記載のとおりでございます。

運行委託金額につきましては、1年間365日運行で1台当たり550万、2台で110万、燃料費については1台当たり47万5,000円、2台で97万5,000円を見込んだものでございます。

それから、市の実質負担額でございます。

平成33年度にスクールバスを2台購入すると仮定いたしまして、1,640万円でございます。

財源内訳といたしまして、補助金が754万円、それから補助残については過疎対策事業債を100%充当いたしまして、購入時の市の負担金については、これは起債が10万円単位ということで、6万円の端数が実質負担と出てきております。

次は、過疎対策事業債の元利償還金の状況でございます。

起債の借入額を880万円、それから1年据え置きで4年間元利均等償還、利率2.5%での試算でございます。

平成34年度につきましては利息のみ、平成35年度から平成38年度にかけて232万5,544円を償還する計画になってございますけれども、各年度、交付税措置が162万7,881円と、実質負

担額については約70万円と試算しているものでございます。

最終的に、元利償還額が950万円ほど、それから交付税措置が660万ほど、実質償還額につきましては280万円程度と想定しているところでございます。

マイクロバスの法定耐用年数5年ということでございますけれども、通常利用すれば8年程度は使用できるものと想定しているものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

最後の3が、市の実質負担額ということでお示しをさせていただいております。

まず、平成34年度でございますけれども、まず自転車等の購入補助金、それから路線バスの補助、スクールバス関連費用の合計から僻地補助金の交付額、それから特別交付税を除いた額というようなことでございます。

平成34年度は、一番下の欄、1,809万1,000円ということで、それから平成35年度の1,400万円弱から、平成40年度まで1,100万円弱と推移いたしまして、平成41年度については1,000万円弱と想定しているものでございます。

以上が通学方法、それから補助の基本方針ということでございますので、またこれらをもとに、統合準備委員会ですとか、それから地域公共交通会議等、細部については詰めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） それでは、私のほうからは人工透析について答弁させていただきます。

先ほど市長のほうから答弁ありました、予防が重要であるということの中で、糖尿病疾患から透析となる率が、賀茂地区は県平均より高いということになっております。

来年度より広域で重症化予防の事業を実施していく予定でございます。

8月31日の議員全員協議会で、賀茂地域広域連携について資料を添付させていただいておりますが、特定健診の結果を踏まえ、数値の悪い方には保健師及び栄養士が自宅訪問し、保健指導・栄養指導を行い、重症化にならないよう予防していくものでございます。

賀茂地域を下田南伊豆ブロック・東伊豆河津ブロック・松崎西伊豆ブロックの3ブロックに分け実施するもので、県及び1市5町で構成する任意の組織の賀茂地域糖尿病等重症化予防協議会を、これ仮称ですけれども、設置し、定期的に全体で情報交換、情報共有をしようというものでございます。

それによりまして、新規透析導入者数を5年間で半減、平成24年から28年度の平均で賀茂地区で30名程度、導入者が新規の方がいらっしゃるんですけども、それを半減していくことを目標としまして、あわせて医療費を抑制したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、私のほうからは、「（仮称）ひものロード」のことに
ついて説明させていただきます。

旧町内全体を面的に考えた中で整備を検討していきたいというふうなお答えを、29年3月の定例会でさせていただいております。

現在、まどが浜海遊公園から道の駅、それから旧町内へとおのおのの場所でのぎわいを生み、人が流れるよう、下田市みなとまちゾーン活性化協議会で施策について検討を行っているほか、行政と連携しつつ住民が主体となったまちづくりを実践する下田・本郷地域まちづくり実践会議では、まずは大川端を活用した活性化が図れないかというような意見交換がされております。

こういった会議からいただくご意見を踏まえつつ、まどが浜海遊公園や伊豆急下田駅から旧町内へ人が流れる大きなルートとしまして、大川端からペリーロードを通り、マイマイ通りへとつながるようにならないかというふうに考えております。

そして、大川端へマイマイ通りの途中から、議員がおっしゃる「（仮称）ひものロード」などを通り、さらに旧町内へ人が流れ込むようになれば、中心市街地のにぎわいにつながるのではないかと考えております。

歴史的建造物が比較的多く集まる通りを中心として、石畳等の道路の美装化を、社会資本整備総合交付金を活用して実施したいというふうに考えております。

現在、平成30年度末の国の計画認定を目指し、下田市歴史的風致維持向上計画の策定に取り組んでおります。

その計画に基づき、旧町内における守るべき歴史的風致に絡めたまちづくりの一環として実施できるように、国と協議してまいりますとともに、来年度以降、稲生沢地区の整備と並行しまして下田地区の整備も進めていくことを検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（竹内清二君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） 私のほうからは、観光関連施設整備面につきまして、観光

交流課のほうから若干触れさせていただきたいと思います。

本年度の観光関連施設の整備といたしましては、観光交流課が所管いたします公衆トイレのうち、白浜大浜、白浜中央、多々戸浜、鍋田浜の4カ所の公衆トイレの洋式化に係る修繕を実施いたしますほか、春日山遊歩道整備事業の一部区域の新設工事を、県の観光施設整備事業を利用して整備をしております。

現在、観光施設整備事業に係ります計画は、総合計画の実施計画のみということでございまして、内容につきましては公衆トイレ、遊歩道の維持整備ということになっております。

これまで、観光施設整備におきます補助制度といたしまして、県の観光施設整備事業補助金を活用してまいりましたが、平成30年度からの制度の見直しという方針が示されておりました。それによりますと、これまでの施設整備ありきの制度から、地域づくりを主眼とした補助制度への転換といたしまして、地域ごとに観光地エリア景観計画を作成いたしまして、この計画に基づきます観光地域づくり整備計画の策定を必須化するというような案となっております。

観光交流課といたしましても、新たな観光関連施設整備の必要性は感じておりますので、県の補助制度の動向を注視いたしまして、関係各課・関係機関と連携して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 4番 滝内久生君。

○4番（滝内久生君） 庁舎については、2回説明して、SHKさん、小林テレビさんが放送したからいいんだというご回答でしたけれども、私はそれだけではやはり不十分だと思います。

ある情報によりますと、議員も説明しろといったような文書が来ているというふうに伺っていますけれども、議員はそこに賛成するのか、反対の方もいますので、説明するというわけにはなかなかいきません。

執行権がある市長が、こういう事業をやろうということであれば、もう少し、半年間ありました、表明してから半年間、これについては、もう率直に私は足らなかったよという言葉が、今日は聞けるかと思って、質問させてもらいましたけれども、そのようなご発言がなかったものですから、若干落胆しております。

実際に、敷根の民有地から比べますと、確かに遠いのは事実です。

こういうものを、はっきり、多くの方に、これこれこうだからこういう判断をしましたよ

ということは、やはりもっと周知、ご理解を得るような、そういうことはすべきであったと思いますが、これからも、10月2日に最終日、どうなるかわかりませんが、いい方向になったとしても、説明の義務といいますか、そういうことはやっていくべきだと思っております。

それから、中学校の再編整備なんですけれども、まず1点、いろいろ細かいことをちょっとお伺いしますが、結局、路線バスの利用とか何とかになりますと、時間が束縛されて、子供さんはなかなか自由な登校ができませんので、自動車が、各家用車の送迎が明らかに想定されますけれども、この場合も補助はどう考えているのは1点、どう考えているのか。

それから、学校の中でスクールバスのロータリーですか、それと家用車の送迎のロータリー、また改修がかなりの金額かかると思うんですけれども、その辺の考え方があるかどうか。

それから、自転車自転車と言いますが、この自転車通学をやるということになりますと、経路の歩道整備という、大変なことが出てきますので、私は自転車による通学はちょっと賛成しかねるんですけれども、いかがでしょうか。

それから、部活の下校時間が、部活によってはかなり違ってきますので、その対策といいますか、単純な行き帰りだけのことは、先ほど資料をもらって、金額出ていますけれども、それ以外のことも事細かに、やはり対応してやってやらないと、ちょっと問題があるのかなというふうに思います。

再編整備審議会の3回目の最後の答申で、不公平とまらない方策をとってくださいということが載っております。

難しい問題であります。

片方に自転車通学でお金を出します。定期も出します。

片方では家用車でいらっしゃる方はどうなるのか、2キロ4キロの方もそうですけれども、そういう不公平感といいますか、あらゆるパターンを慎重に考えて、検討してもらいたいと思っております。

また、スクールバスを購入も、混乗というものあります。混ざる、乗る。

これは、お年寄りの方々も、あいている時間が利用できますので、そういうことも文科省に申請すれば通りますので、そういうことも頭の中に置いてやってもらいたいと思います。

それから、人工透析の話ですけれども、困っている方はこういうふうに、今ここにいる方

は健常で、実際に透析やられる方もいますけれども、自分で行けるんですよ。しかも市内に行っている。

実際に、1時間もかけて行っていると、早朝から行っている方もいるということだけは、皆さん認識してもらいたいと思います。

悲痛な叫びが、私のところに寄せられておりますので、あえてここで質問させてもらいました。

予防とか何とかは、今こういうことをやっていきますよというのはわかりましたけれども、今現在、そういう悲痛な叫びがあるということで、言われている方も、明日、来年、病院をもう1つつくってくれという、そういう話ではないんですが、そういう姿勢で何とか対応するような、市長の温かい心あるのかどうなのか聞いてくれという話で、私今日聞かせてもらっています。

温かいかなという答弁で、ちょっと遠いかなというふうに、今聞いていて感じました。

具体的にどういう行動をとって、医療機関を招いていくのか、その辺をちょっと教えてください。

それから、「ひものロード」といいますけれども、近々検討すると、私、前にも言いましたけれども、検討という言葉は、まずやらないなという、そういうことは前にも申し上げました。私も使ってきました。

30年度の当初予算にのせるかのせないか、頭出しするかしないか、それをお答えください。

それから、大川端と一緒にやるということになりますと、大川端の現況は護岸がありませんので、川端が、あれを改修するには100億円どころではきかないはずですから、それをいつまでも待っていたら、もう何もできません。

今とりあえず、市道ですので、市道であれば自分の土地ですから、そこを改修するのはもう、すぐできるわけです。

いつまでも待っていたらだめだということを、私は主張してきました。

歴史的風致の話も、先日伺いましたけれども、そんなのを待っていたら、下田はいつまでたっても遅れていきますよ。

今何かをやる、下田の市民も、市役所やるんだな、じゃ、俺たちも何か考えようと、そういうふうに組み立てていくわけですから、その辺を一刻も早くやっていただきたいと思いません。

公衆トイレの洋式化でPRして、お客来ますか。来ないと私は思っています。やることは

いいんですけれども、それを情報発信して、お客さん来ませんよ。

そういうことを考えて、ぜひとも実施に向けて、来年度予算、当初予算に頭出しするかしないか、それだけ聞かせてください。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 「ひものロード」の整備につきましては、来年度予算に入れるようにします。

次に、病院の誘致の話でございますけれども、これは今、緒についたばかりでございますので、いろんな窓口をいろいろたどって交渉するようにしたいと思います。

一番いいのは、メディカルで透析をできるようにすればいいんですけれども、これはメディカルでやるということになっても、また建てかえとか、あるいはまた新たな施設をつくらなければいけないということになりますので、大変な資金が必要だということを聞いております。

初めからその装置をつくるためには、いろんな建物が必要で、施設も必要で、装置も必要だということを聞いておりますので、ほかにできたら誘致をするような施策を講じたいというふうに思っております。

次に、中学再編の通学補助につきましては、現在確立しているのが基本的な考えでございますので、あとの細部につきましては、それでは雨の日は自転車はどうするんだとか、それとか幹線道から横に入る不便なところとか、そういう幹線道以外のところから幹線道のバス停までどうするんだとか、そういうところも細かな調整があると思っておりますので、そういうのはいろいろと皆さんのご要望に応じていきたいというふうに考えております。

また、庁舎の移転の件でございますけれども、これから私は賛同していただけると思っておりますけれども、市長と語る会等を利用して、しっかりと説明していきたいというふうに思っております。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 通学補助の関係でございます。

市長からも答弁ありましたように、今回皆様方にお示ししたのは、大卒でどの程度の補助が必要であるのか、その補助金額を市が今後支出していくことができるのかということを目的に試算した額でございます。

議員おっしゃいますように、自家用車通学とか、そういった細部につきましては、今後、例えば自転車に乗れない子ですとか、身体不自由なお子様とかいらっしゃるというような状

況も考えられますので、その辺の細部につきましては、今後ちょっと詰めていきたいなというふうに考えております。

それから、スクールバスも、一応2台を予定しております。

それから、路線バスについても、今後、下田中学校へ入ってもらって、それから回転するというようなことで、やはり外構の改修も考えていかなければならない。

それから、自転車についても、恐らく200台くらいの台数が行くのではないかという想定ですので、駐輪場の整備といったものもしていかなければならないと考えております。

自転車通学については、早急にその歩道の整備というものができるとは、なかなか、あと4年はあるわけですけれども、思えませんので、そこについてはルールづくりであったり、いろんな研修、講習会等をやりながら、マナーの点ですとか、そういった点で安全確保をしていきたいなというところでございます。

それから、いわゆる混乗というところでございます。

先日も申し上げました、またこちらの資料にもあったかと思えますけれども、スクールバスを使用していないときには、地元住民の公共交通の足として使用していただくようなことも、また今後、公共交通会議に含めまして、検討をしていくということになってございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 4番 滝内久生君。

○4番（滝内久生君） 庁舎の位置が、私100%賛成しているわけではないんですけれども、やはり一般の市民に、やはり周知するということが大事ですので、その辺が欠けていたのはもう事実でありますので、その辺は率直に認めて、今後とも理解を深めていくというようなお言葉を、最後に一つ欲しいと思っています。

それから、中学校の再編の関係ですけれども、不公平とらないようにという審議会の答申の中にありますので、その辺はありとあらゆるパターンを考えて、不公平とらないようにやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、人工透析の関係なんですけど、メディカルなんて私言っていないんですけど、皆さん、メディカルで何でできないのという話は、一般の方は持っていると思います。

実際に、休止届を出したクリニックを、分院としてやることも可能ですので、その辺は考慮していただきたいと思います。

特に、医療関係は、私の親戚にも医者いますけれども、市長も親戚にいると思いますが、医療関係というのは地縁血縁の世界なんですよ。

この地縁血縁をいかに使うかが、招致するポイントですので、市長も当選する前は、大いにその辺は期待して投票、一票入れてくれた方がかなりいたと思いますので、その辺は十分考慮に入れて、招致活動をやっていただきたいと思います。

それから、市内経済の活性化で、目玉になるものをということで、私、一つの例として挙げているわけですが、「ひものロード」だけではなくて、ほかにもどんどんメディアに出していかないと、下田来てくれませんので、いかに交流客を増やすかですから、結局、夏の入り込みは、この間新聞で少なくなったよという話だったんですが、海水浴場、結局、下田は荒れたら水族館かロープウエーかという、もう限られていますので、もっと海が荒れても滞在できる、楽しめるような下田のまち、それからそういうオフシーズン、そういうところはいかに客を呼ぶかということを考えて、やっていただきたいと思います。

30年度当初に計上すると、力強いお言葉をいただきましたので、私はもうそこで感激しておりますので、ぜひとも調査費程度は、最初は必要ですので、その程度は必ず計上していただきたいというふうに思います。

○議長（竹内清二君） これをもって4番 滝内久生君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時 8分休憩

午前11時18分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、質問順位2番。1つ、太陽光発電について。2つ、伊豆縦貫自動車道の建設発生土活用について。3つ、サーフィンの合宿誘致等について。4つ、公民館の統合について。

以上4件について、10番 土屋 忍君。

〔10番 土屋 忍君登壇〕

○10番（土屋 忍君） 自公クラブの土屋 忍です。

議長の通告に沿って、4点ほど質問をさせていただきます。

まず、1点目、太陽光発電についてでございます。

太陽光発電は自然エネルギーの観点から重要な設備であり、風力発電とは違い、景観上も、また騒音の上でも優れているというふうに考えます。

しかし、それなりの出力を得るためにはかなりの面積が必要となります。

私の知っている太陽光発電設備は、稲梓地区の椎原と言うところにありますが、ここは第

1・第2・第3発電所と3つのブロックで1カ所の設備となっており、土地の総面積は2万9,090平方メートル、設置されている太陽光パネルの数はおよそ3,900枚、パネルの総面積ではおよそ1万1,200平方メートルで、発電される総出力は最大で850キロワットとの事でございます。

パネル面積1万1,200平方メートルとは、簡単に言いますと112メートル掛ける100メートル全面にパネルが引かれているという事になります。

稲稈地域はご存じのように平らなところはほとんどなく、山か川に面した段々田んぼとなっており、この太陽光パネルも、山を切り開いたり、以前山の中腹で段々畑だったけれども耕作放棄地となったところを整備して設置がされております。

山の木々も相当数伐採されております。

この3つの発電所の近所には、2軒の住んでいる家と、1軒のよそに行っている家の3世帯があります。

土地の持ち主と近くに住んでいる人は別ですので、平成27年5月7日、業者から「明日からソーラー工事が始まる」と聞いて、初めて太陽光発電所ができることを知ったとのことでございます。

その時、この方は「この辺は一年中湧水があり、昔は水害があったところで、くれぐれも災害がないように」と依頼したそうです。

この年の9月6日、台風がありました。

近所に年配の女性の方が一人で住んでいる家がありますが、「台風による大雨、裏山から落石の音がゴロゴロし、戸袋に土砂が当たる音がして眠ることができなかった」とのこと。

「翌朝見ると、家の裏は工事箇所からの流木や土砂が山のようになっており、床下に浸水し、家の周りは土砂で歩けなかった」とのことでございます。

先ほど、太陽光パネルの面積は1万1,200平方メートルと申しましたが、例えば、このパネルの上に大雨で時間雨量50ミリの雨が降ったとします。

1万1,200平方メートル掛ける0.05メートル、イコール560トンの雨水を処理する排水設備がなければなりません。

山の中につくるわけですから、このような設備は当然ありません。

今年になって、今住んでいない別の家は、ついに家が潰れ、市道に面する部分も崩落しております。

大変なのは、泥水と化した濁流は田んぼの用水に入ってしまう、用水路も詰まってしまっ

ております。

椎原では区長・区長代理が中心となって区民に署名をもらい、業者と協定を結ぶ活動などをしており、気の毒なほど苦勞をされております。

区長さん・区長代理さんは直接自分の身にかかるものではないけれども、やはり区の区民が本当に大変な思いをしているということで、いたたまれなくなって動き出したということでございます。

第1と第3発電所はよくわかりませんが、第2発電所になっているところは以前畑だったと思います。

市に申請があった時、問題なく許可をしたのか。

景観まちづくり条例でのみ規制をしているようですけれども、畑に自由にこのような設備をするのは問題がないのか。

現在、横川方面でもこのような設備をする話が出ているようです。

地元の人の中では、死んでいる土地がお金になる、工事をするのに道路ができるなどと喜んでいる人の声も聞かれているようでございます。

市としては、大きな問題になる前に、何らかの規制をする必要があると思いますが、どのように考えているか、お伺いいたします。

次に、2点目、伊豆縦貫自動車道の建設発生土活用についてでございます。

この件につきましては、さきの6月議会でも質問させていただきましたが、新年度予算で用地測量業務委託として800万円が予算化されております。

それから5カ月がたちますが、進捗状況はどのようになっているのでしょうか。質問いたします。

平成27年12月9日、およそ2年前の新聞には「松崎町で河津下田道路2期工区で発生する土を活用して休耕地を再整備、現在事務レベルで国や県と調整している」との報道がありました。

また、平成29年、今年6月27日の新聞には「東伊豆町、伊豆縦貫道の残土活用、グラウンド拡張」という見出しで、町営グラウンドを埋め立てて国際陸上規格にし、広域避難場所としても活用、災害時に自衛隊の大規模活動拠点に受け入れるという計画もしているようです。

河津下田道路の建設発生土は177万立方メートル発生するといわれており、東伊豆町では、約25万立方メートルで埋め立て、残土の運搬と土どめの擁壁づくりは国土交通省、その他の整備は町が行うとなっているようです。

松崎町は、伊豆縦貫自動車道は通らない町です。

東伊豆町もおそらく通らないのではと思います。

私の住んでいるところは、歩いて5分の所にインターができる予定となっており、そこから須原のあずさ山の家周辺まで長いトンネルとなる計画です。

そこから松崎町や東伊豆町に残土を運ぶのは大変ですが、現在計画している箕作の場所は目と鼻の先です。

埋め立て後の土地の活用については、いろいろ考えられると思います。

家庭菜園つきの住宅や人を集めることのできるスポーツ施設、子供の集える場所や農林水産物の加工場など、災害には避難場所として活用することも必要かと思います。

過疎地域に指定されたわけですから、その辺のメリットの部分も活用すべきだと思いますし、過疎から脱却するには思い切ったことをやっていく必要があると思いますが、考えをお聞かせください。

伊豆縦貫自動車道の早期全線開通に向けては、市長を初め、私達も陳情要望活動を進めさせております。

今年は河津逆川間のトンネル掘削が始まるようですし、逆川でも下田に向かって橋脚工事が始まっております。

いよいよ下田でも工事が始まるのかという状況になっております。

このような工事進捗の中、気運を盛り上げる意味でも、地元の児童生徒に完成間近い天城北道路や河津下田道路の建設状況の見学をしてはどうかという件については、6月議会でも触れたと思いますが、どうなっているのか、その気はないのか、答弁をお願いいたします。

次に、3点目、サーフィンの合宿誘致について質問をさせていただきます。

昨年夏に、下田へサーフィン競技場と誘致活動をしてきました。

その後、市としての活動は見られません。

一方で、牧之原市では、中国サーフィンチームの事前合宿地として名乗りを上げております。

また、磐田市の豊浜では、全国から1,000人のサーファーが集まり、全国大会が開催されました。

下田市としても、オリンピック事前合宿やプレ国際大会の誘致を行うべきだと思いますが、お伺いいたします。

サーフィン大会会場として白浜大浜が適地と考えますが、競技場としての施設がありません。

ん。

また、日本有数の海水浴場として、監視タワーやライフセーバーのクラブハウスなどを設けることが必要になっておりますが、市として整備すべきと考えますが、考えをお聞かせください。

それらの施設に、日本財団の100%交付金による「渚の交番」があり、以前話題に上ったことがありましたが、その後、話にも上がりません。

検討すべきと思いますが、考えをお聞かせください。

次に、4点目、公民館の統合についてでございます。

以前から進めてきている公民館の統廃合については、まず、稲梓の10区が完了をしております。

一番最近では、須原区が既存の公民館を解体し、独自に集会場を建設し、市の補助金と各世帯の返済金で賄っております。

聞くところによると、1年間、1万円弱、8,000円ぐらいのお金を各家庭で返済に充てているというふうにも聞いております。

その前には、横川区が同じような方法で独自に集会場を建設しました。

私の住んでいる箕作区は、もう15年以上前になりますが、各世帯でお金を毎月少しずつ出し合い、建設のための貯金をして、目鼻のついたところで市の補助金と寄附金などをあわせて箕作区民会館を建設した経緯があります。

稲生沢、中、本郷、白浜、朝日の各公民館の、公民館としての活用状況はどのようになっているのでしょうか。

現在でも各地域ともあのような大きさの施設は必要なのか、お伺いします。

また、耐震状況は十分なのでしょうか。

例えば、稲梓地区の方法で進める考えはないのか、他に別の方法があるのか、考えをお聞かせください。

過疎地域自立促進計画の中に、集落の整備の項目に、地区集会所建設補助事業というのがありますが、各地区には集会施設はなければならないと思いますので、最低限の集会施設や一時的な避難場所程度の建設をするに当たる、今までと違った補助金などが出るのか、区民に負担の少ない方法があるのなら、話も前に進むと思いますが、どうなのかお聞かせをください。

以上で趣旨質問を終わります。

○議長（竹内清二君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、土屋 忍議員の質問にお答えします。

第1番目の太陽光発電につきましては、現在起こっている事故につきましては、報告を受けて逐一承知をしております。

担当の課としても、私も、そういうふうを示しているんですけども、今ある条例で事故が起こらないように、しっかりと統制をするようにということでやっております。

しかしながら、先日のように崖崩れ等が起こって、非常に財産を壊したということも起こりましたので、これからも、規制について条例化できないのかどうかということ、県と調整をしながら進めていきたいというふうに思っております。

しかし、産業の一つとして、その太陽光発電をやっていく必要もあるというふうに思っておりますので、そういうところの折衷を図りながら進めていきたいというふうに思っております。

次に、建設発生土につきましては、現在、須原と箕作の地域につきましては、調整がかなり進んでおりまして、ほとんど実現可能のところまできておりますけれども、しかしながら、道路から川面まで非常に傾斜がございますので、その傾斜どおりにやると、ほとんど使えない広場になるということでございますので、絶対的に擁壁が必要になってきます。

その場合どうするのかということも、これから一つの大きな課題だというふうに認識しております。

また、ほかにも小鍋地区、そういうところも検討を今進めております。

次に、サーフィンの誘致でございますが、これは下田としましては、アメリカを招致したいということで手を挙げて、手続も、県を通して手続をしておりますが、非常に競争率が激しいと、アメリカは。

だから、そういった面で、方向転換しなければいけないのかなというふうな考えでおります。

それは、アジア地区の国であったり、あるいはオセアニアの国であったり、そういうところに広げなければいけないのかなというふうに思っているんですけども、現在、サーフィンの大会がどのようにして運営されるのかというのが、よくわからないんです。

どういうところが、どういうオリンピックに、どういう選考の仕方するのか、どういう国が出てくるのか、地区ごとの代表にするのか、あるいは国と国で全部で戦って、それでオリ

ンピックに出てくるのかというのが、まだ全然、そういう選考方法も定まっていないということでございますので、そういうところも逐次情報を仕入れながら進めていきたいというふうに思っております。

次に、公民館の統廃合の件でございますけれども、私は計画どおり進めるということで指示をしております。

先にやったところが損をすとか、そういうことがないように、しっかりと計画どおりに進めるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

細部は担当が答えます。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、私のほうからは、太陽光発電についてのご質問と伊豆縦貫自動車道の建設発生土活用についての補足説明をさせていただきます。

椎原の事業者につきましては、最初に土地利用関係ご相談に来られたのが平成26年8月になります。

この時にも、事業者の方には土地利用の手続を踏むようにお伝えして、その後、改正によって再生可能エネルギーに関する個別基準ができたわけですがけれども、その後の相談に来られた際にも、同様、土地利用のほうの指導を行っているんですけども、現在、申請手続がまだされていない状況です。

現在、適切な排水計画の作成のほか、防護柵の設置などの指導を行っている状況です。

横川地区につきましては、やはり土地利用指導要綱の指導のほか、宅地造成等規制法のほうについては規制対象外となりますので、静岡県の土採取等規制条例で対応していくというふうに考えております。

規制のための新たな条例の制定のほうにつきましては、他法令への抵触や財産の制限などへの適否などのほか、あと各自治体とか地域ごとで規制基準が異なると、その中で緩い条件のほうへ開発が集中するなどの問題も考えられます。

9月5日に開催されました県内の市長町長合同連絡会議におきまして、県において再生可能エネルギーの規制に係る条例の制定を求める意見が出されておきまして、それに対し、県のほうでは今後精査・検討するという回答をいただいております。

なので、市の独自の条例制定につきましては、県の条例との整合性を図りつつ検討していきたいというふうに考えております。

伊豆縦貫自動車道の発生土の関係ですけれども、こちら、6月定例会のほうでは箕作、須原地区の2カ所を建設発生土有効活用候補地として、将来の地域振興につながるよう、庁内検討委員会を設置し、協議及び方針決定を進めたいと考えていますというような答弁をさせていただいております。

7月に入札を行いまして、測量業者が決まりまして、今現在その業者さんとともに地権者の方にご了解を得て、測量調査を行っている状況でございます。

土地の活用方法につきましては、第1回下田市建設発生土有効活用検討委員会のほうを、この9月5日に開催しまして、検討事項としまして建設発生土の有効活用策の検討、受け入れに向けた作業工程の管理、国への支援要請等について検討しまして、発生土の受け入れ目標を平成33年度と設定して、それに向けて進めていくとともに、先ほどお話ありましたけれども、他の受け入れ候補地である小鍋地区等の課題などについて検証していくこととしていきます。

今後、測量調査の結果を踏まえて、またより具体的な検討ができると考えています。

もう1点、建設場所の見学会につきましては、同じく6月定例会で、伊豆縦貫自動車道の建設現場を子供たちに見せることは、地域発展の意識向上につながると思われましてというような回答をさせてもらっておりまして、稲梓小学校の現場見学会につきましては、小学校のほうと打ち合わせを行わせていただきまして、今年度、総合学習という形で、10月中に3日間事前学習をしていただいて、11月中に現場見学会を開催することで今調整をしております。

小学校の授業の一環として捉えていますので、夏休み中の開催はしませんでした。

来年度以降につきましても、この総合学習等に組み入れていただいて、事前学習も含めて毎年の年間行事として調整していければと考えています。

また、稲梓小学校だけでなく、市内の他の学校にも働きかけていければと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（竹内清二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 私のほうからは太陽光発電について、ご質問に産業振興課の立場からお答えさせていただきます。

農地転用につきましては、許可権者は静岡県となります。

下田市農業委員会は、農地法上に定められた農地転用許可基準に基づきまして、事業の適否について審査し、意見書を静岡県に進達することとなります。

審査基準の概要といたしましては、農地区分ごとに立地基準、一般基準が定められており

まして、太陽光発電に関しまして言いますと、農用地区域内農地、いわゆる青地においては原則転用が認められておらず、それ以外の農地につきましては、基準を満たした場合転用可能となりますが、その際には、特に気を配る点といたしまして、周辺農地の営業条件、これ災害発生の危険性とか、用排水路施設の機能低下、日照、通風の阻害に支障が生じることがないかを厳しく審査することとなります。

下田市農業委員会として審査を行った結果を、さらに県において審査されることとなりますので、良好な農地を保全するという意味合いにおきましては、十分な体制が整っていると考えております。

議員の質問にありました、椎原地区の第2発電所に関する農地ですけれども、これ施工前7筆、合計7,339平米ございまして、平成26年8月10日に非農地証明の申請、これは添付書類につきましては登記簿謄本、あと公図写し、案内図、位置図、あと現況写真と固定資産証明書をつけてこれが提出されまして、同年8月に開催されました下田市の農業委員会定例会におきまして、耕作されない状態が続いたことにより森林、原野化し農地への復元が不可能な土地に該当するとして、関係する7筆は農地でないことが同年8月25日付で証明されております。

ですので、農地関係での規制には該当しないということでございます。

横川の件でございますが、はっきり面積等は示されていないんですけれども、ただ、森林をとということで、森林法に関しましては1ヘクタール以上は林地開発にかかわりますので、その辺は県のほうで審査する形となっておりますので、そちらのほうで5条森林に係るかどうかの、今調査をしていると伺っております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） サーフィンの合宿誘致等につきましては、先ほど市長がご答弁申し上げたとおりでございますが、若干補足をさせていただきたいと思いますが、合宿誘致だけでなく、大きなこうした大会を誘致しようとした場合に、競技場としての施設の面でございますけれども、現状ではご指摘のとおり、専用のジャッジスペースがないというようなことがありまして、現状ではトイレの屋上部を利用しているというようなことになるかと思っておりますけれども、既存の浜地内にジャッジ等に利用可能な監視タワーを新設することについてということになりますと、必要性につきましては感じておりますけれども、夏の期間40万人を迎える海水浴場であるというような側面を考慮しますと、あわせてトイレ、シャ

ワー施設等も検討する必要があるのではないかと考えているところでございます。

また、浜地、海岸空地に新たな建物を建設する場合には、土木事務所、環境省、地元住民等との協議・調整等も必要になりますし、多額の財政出動も想定されますことから、多くの検討が必要な事業というふうに考えております。

早急なサーフィン競技の開催を、例えば主目的とするのであれば、仮設等で対応するというのも一考かというふうに考えております。

もう1点、渚の交番事業につきましてですが、こちらについては昨年の6月の一般質問におきまして、渚の交番とは日本財団が立ち上げたプロジェクトで、地域の海をもっとよくしようという将来像に近づけるために、海を利用する人、海辺で活動する人、普段は海を利用しない地域の人たちをも巻き込んで、具体的な行動を行っていくための拠点をつくるということを目的とするもので、渚の交番は海を生かした地域づくり、海から地域を元気にしていくための拠点となります。

助成対象につきましては、地方自治体ではなく民間団体というふうになりますことから、渚の交番には、建設した後の運営に責任を持ち、さまざまな活動を調整・誘発していくコーディネーターの存在が不可欠ということになります。

箱物事業ではなく、人ありきのプロジェクトでありまして、下田ライフセービングクラブ、マリネット下田、白浜観光協会等の関係者レベルで協議をしておりましたが、事業実施主体も決まっておらず、建設場所についても構想段階であるということをご説明させていただいたところでございます。

また、一方の動きとしまして、昨年度末には、日本財団といたしましては、渚の交番事業は2011年に宮崎県の青島にできたのが最初でありますけれども、準備期間を含めると2008年から事業を推進しておりますため、レビューの実施を予定しております。

そのため、現在、新規の相談案件はストップしております、レビューの結論によりましては事業自体がなくなる可能性もあるということを聞いております。

しかしながら、下田市の案件については、継続案件扱いとなりますけれども、これまでの渚の交番事業に対しまして、ハードルはかなり高く設定をされるのではないかとというふうに言われております。

単独自治体だけでなく、圏域構想が必須ということを言われておりまして、沿岸域の総合管理という認識が必要であるという話をいただいております。

このようなことから、当初よりハードルも上がった中で、事業の理念、下田市の課題を解

決するため、事業実施団体等についても何が最適であるのかというようところで、現在進捗していない状況となっております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（土屋佳宏君） それでは、私のほうからは、各公民館の公民館としての活用状況はどのようになっているのか、現在の大きさの施設は必要なのか、耐震状況は十分なのか、稲梓地区の方法で進める考えはないのか、ほかに別の方法はあるのかというご質問に対してご答弁させていただきます。

公民館統廃合につきましては、現在、市の政策でございます第6次行政改革大綱で、平成32年度が最終年度として定められたものでございます、中央公民館以外の白浜、中、本郷、稲生沢、朝日の5館は廃止、解体または譲渡する計画で進めてきております。

当初、12館ある公民館のうち中央公民館だけを残し、残る11館を廃止、解体及び譲渡する計画が定められまして、これまで方針に基づき、稲梓地区、板戸地区の皆様のご理解をいただきながら、廃止、譲渡または取り壊しを行ってまいりました。

議員ご質問の、各公民館の5館の公民館としての活用状況についてでございますけれども、公民館全体での利用状況につきましては、大きく分けまして講座、社会教育団体が使用する公民館活動関係で35.9%、また行政一般関係で33.9%、また祭り事、区の会合のための区が使用する活動関係で30.2%の利用状況となっております。

現在の施設の大きさが必要なのかというご質問でございますけれども、地域におかれましては、人口規模、各団体の活動状況によりまして、施設の規模の違いはございますけれども、利用者に関しましては、それぞれの施設の用途にあわせ、利用されている状況から見まして、施設の規模というよりも、利用するという観点からは、現在の大きさの施設が必要であると感じられますけれども、区が使用するための施設として考えるのであるならば、現在の施設よりも縮小して利用できるのではないかとこのように考えてございます。

また、ご質問の耐震状況につきましては、中、本郷、白浜の3館は耐震化を要といたしまして、稲生沢、朝日の2館は耐震化不要となっております。

平成32年度までには、市有建築物の耐震化する計画でございますけれども、市の財政状況では耐震工事費用を捻出するのは、今現在困難な状況でございます。

続きまして、稲梓地区の方法で進める考えはないのか、またほかに別の方法があるのかということでございますけれども、現在下田市では地区集会所の建設に係る補助制度がござい

まして、これまでにこの制度をご利用いただいて、平成25年度に須原区が須原区民公会堂を建てていただいた経過がございます。

これまでも、区の説明会の中で、補助制度の内容を説明し、制度の趣旨を説明しているところがございますけれども、今後も地区の説明会の中で、制度の趣旨をまた説明しながら推進してまいりたいというふうに考えております。

また、別の方法ということに関しましても、今後さまざまな課題に対しまして鋭意研究し、よい解決方法を模索しながら、地元区と協議を進めていきたいと考えております。

基本的には、先ほど市長がご答弁されたとおり、基本方針に沿って統廃合を進めていきたいと、このように考えてございます。

今後の計画でございますけれども、10月頃に各地区で説明会を行いたいと、各区長に連絡をとり、現在日程調整をしているところでございます。

区長のほうから、まだ確実な日が、まだ決められないということでございますので、早急に連絡をとり、進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） ご指摘の、過疎地域自立促進計画の中にある地区集会所建設補助事業につきましては、既存の下田市地区集会所建設補助金交付要綱に基づく補助事業を示してございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 質問者にお諮りいたします。

ここで、一般質問の途中ですが、1時まで休憩いたしたいと思えます。

よろしいでしょうか。

○10番（土屋 忍君） はい。

○議長（竹内清二君） では、1時まで休憩をいたします。

午前 11時 58分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） それでは、まず1点目の太陽光発電のことについて再質問させていただきます。

私は、前々から、自然エネルギーというのは本当に大事ですということをずっと言い続けておりまして、太陽光発電が決して悪いとかということは全く毛頭ないわけなんですけれども、ただ、先ほども質問させていただいたように、それによって地域の人が大変な目に遭っている、これはやはり、市としてじっと見過ごすことではなくして、やはり、当然申請が出てくるでしょうから、そのときにしっかりとこの辺を、規制を加えるとか、工事するに当たってこういうところをしっかりとやっていかなければならないという、そういうものをやはり市としてやっていかなければならないという意味で質問させていただいたわけなんですけれども、実際に私、椎原以外のところ余り詳しくないもので、椎原に限定して言わせてもらっているわけなんですけれども、椎原の場合には、既に発電が、もう設置が終わりまして、発電をしております、売電が開始をされました。

恐らく、聞くところによると、20年間、土地を持っている人はお金が入ってくると、順調にこれがずっと20年間稼働していればの話なんですけれども、お金が入ってくるんですよということらしいんですよ。

ところが、工事の途中で、この売電するまでの間に、この土地の権利者というんですか、上の太陽光、いつの間にか北海道の人になっているということを知りました。

初め話していたところと、いつの間にか変わってしまっているんだよなど、区長さんが泣いていましたけれども、ですから、話も、いざこういう問題が起きて、区民が大変困っているということで、区長さんも一生懸命心配しているんだけれども、いつの間にか、話す人が北海道のほうの人になってしまっているという、これでは話もできないという、大変困っている状況だそうです。

往々にして、世間ではそういうことが多いと思うんですよ。

お金だけ稼いだら、いつの間にか持ち主が違いましたよという、そういう話よく聞くんですけども、案の定、ここの椎原の太陽光発電設備もそういうふうになっているようでございます。

それで、今質問させていただいたのは、実際に本当にもう、うち、自分の住んでいた、東京に住んでいるので、ここには常時住んでいないけれども、いつの間にかうちが潰れてしまったよと。

話した結果、もう壊さざるを得ないと言って、今1軒、もう完全に解体して、ないという

ことなんですけれども、ここのすぐ横は、市道に土砂がきて潰れてしまったわけで、市の建設課も、十分その辺は承知していると思うんですけども、あの時は急遽、市として土砂を、地元業者なのか、業者に頼んで土砂をどけたと思うんですよ。

そのことについて、下田市はそれを相手方に請求するような手続、今とっているんでしょうか。

その辺ちょっと、ひとつ聞かせていただきたいと思います。

それから、メインである、このような、本当に、こういう設備をすれば、議員の皆さんのところには、この設備して売電のスタートした椎原の写真が配られていると思うんですけども、私の言っているのは一番左側の3カ所に、第1、第2、第3発電所、一番左側のところに設置しているところが、じっと見ていると青いシートがあると思うんですけども、小さく、ここをブルーシートでとりあえず覆っていると、もう崩れてしまうので、いつ雨降るかわからないので覆っているというところで、そのところが市道、ちょっとすぐ下が市道が通行止めになってしまったと、崩れてというところですけども、そのように、このまま、また台風も当然毎年あるでしょうし、集中豪雨もあるわけなんですけれども、本当にこの人たちは、心配でもう寝られないという状況なものですから、もう設置して終わったわけなんですけれども、これから始まるであろう、下田市のいろんなところの太陽光発電設備については、本当にこの水、先ほども何百トンも水が出るんだよという話させてもらいましたけれども、水処理というのを、本当にしっかりと行って、それどうなっているんだと、その排水設備はどうなっているんだということまで突き詰めて、行って許可を出さなければ、本当に大変な目に遭うということだけは言わなければならないなというふうに思います。

実を言うと、私も家の裏に稲梓中学校があるわけなんですけれども、あの中学校は、小学校、私が4年生の時に、あそこ工事始まりまして、昔の話なんですけれども、私の家の裏というのは、左側に山があって、右側に山があって、その間に段々の田んぼがずっと、今でいう体育館の辺までが段々の田んぼでした。

ですから、毎年田んぼをつくっているわけですから、水は豊富にありました。

蛍なんかも、夏になれば蛍がいっぱいて、私はその明かりで勉強したというわけではないんですけども、そういうところでした。

そういうところを、私の裏のちょうど裏をせきとめて、石垣でせきとめて、両方の山を崩して、今、稲梓中学校のグラウンドがあるわけなんですけれども、ご存じのように、平成15年に私の家が潰れてしまって、まだローン返済中でしたけれども、潰れてしまったというの

は皆さん、議会で審議してもらった、補償金を審議してもらったもので、決していっぱいも
らったじゃないかなんて言わないでください。

そういう話だったんですけれども、やはり、自然を破壊して何かをつくったりすると、必
ずそういうのがあるんですよ。

やはり、自然を破壊してはもうだめだなと、私はもう今つくづく、自分の家のことも含め
て思っているわけなんですけれども、ここも椎原もそうなんですよ。

やはり、自然を破壊して、この周りに住んでいる人が、家が潰れてしまいました、毎日大
雨が降ると心配で寝られませんかというのが、現実に関ここにあるわけなものですから、それを
しっかりと担保するというんですか、規制するようなことを、市ではやはりしっかりとやっ
ていく必要があるのではないのかなというふうに思いますもので、本当にぜひ、その辺を真
剣に、また田牛なんかのこともあるようですし、私先ほど言ったように、横川のことなんか
もまだあるわけなものですから、その辺はしっかりと規制を考えていただきたいと思うん
ですけれども、1点だけ、それはお願いしたいことで、先ほど言いました椎原の市道につい
ては、建設課さんで業者とどういふ話になっているんですかということについて、1点聞か
せていただきたいなというふうに思います。

それから、2点目の伊豆縦貫自動車道の建設発生土につきましては、これもやはり私、本
当に心配しているのは、確かに箕作の予定地、計画しているところというのは、確かに国道
414から見ればその下のほうにあるところから壁を積み上げてこなければ、やっとな414号のレ
ベルまで来ないことは事実で、これは大変な、確かにこの壁をつくって、有効活用していく
ためには、相当な量が入るのはいいんですけれども、それだけの工事というのは確かに必要
だと思いますし、これは大変な工事だと思うんですけれども、今も完全にあのままで行っ
たら、死んだ土地になっているのは事実だと思うんですよ。

それを生かして、縦貫道の建設発生土を有効に活用して、あの地域をこの先大きく変えて
いこうという、壮大な計画なものですから、途中でだめだったよということではなくして、
これを何とか実現していくために頑張っていたきたいわけなんですけれども、実際に、私
も国交省の、つい8月末に、国交省の中部地方整備局に行かせてもらった時に、このこと
については下田も頑張っているんで、ぜひ、副部長さんでしたっけ、所長さんでしたっけ、ご
支援をお願いしたいというふうにお願いをしたわけなものですから、ぜひ、この現実になる
ような形をお願いしたいわけなんですけれども、実際、建設課で、一番心配しているのは、私、
本当に国交省で、ここに新聞の切り抜きがあるんですけれども、先ほど言ったように、東伊

豆町の、これはあたかも決定したようなことがずっと書いてあるので、うそではないと思うんですけども、東伊豆町の場合は、下から16メートル壁を上げてくるというふうに図面がついていますけれども、それはもう国交省でやるんですと。

確かに、箕作のところは16メートルどころの騒ぎではないのかもしれないですけども、やはりこれはもう国交省でやりますよということが明記されているので、下田市の今計画しているところというのは、本当にやってくれるのかなと、国交省で、その辺、どの辺まで詰めているのかと、誰とどの辺で……。

○議長（竹内清二君） 3分前になります。3分前です。

○10番（土屋 忍君） 何分前。

○議長（竹内清二君） 3分前です。

○10番（土屋 忍君） どんな詰めているのかと、本当に、実際に話を詰めているのか、大変心配なんですけれども、その辺、ご答弁をお願いしたいなと思います。

それから、次のサーフィンにつきましてはなかなか、私は夏、白浜の海、これはいいと思うんですけども、やはりあいているときに、やはり一年中使える海という意味で、このサーフィンのことも言わせてもらっているので、大変、答弁厳しいような状況みたいですけども、その辺を何とか実現して、これからの下田の海を大事にしていく下田ということですので、現実味のあるような形で進めていただきたいなというふうに思います。

また、公民館については、教育委員会、余り話出してもらいたくないというような顔をしていたわけではないんですけども、なかなか厳しいことだと思うんですけども、これは現実にやっているところはあるわけですよ、稲梓の先ほどの話ではないですけども。

ですから、ぜひ、これは進めていただきたいと、正直者がばかを見てはいけないと思わうんですよ。

そういう意味で、しっかりと進めていただきたいなというふうに思います。

再質問については、先ほどの1と2の項目についてお願いいたします。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 太陽光発電の件に関しては、私は被害が生じた時に担当のほうに早く処置しろということで命じまして、いろいろ事情を聞きましたところ、今現地にいる人たちは、何か孫請、ひ孫請ぐらいの人たちらしいですよ。

したがって、資金を全く持っていないということで、親会社まで行くのに相当な時間がかかると。

そして、親会社でいろいろ役員会やって、そういう支出をするということになっても、また下におりるまで時間がかかるということでございまして、ほかの件でも、いろいろとその会社と調整しているんですけれども、時間がたつんですけれども、時間が必要なんですけれども、こちらから要求したことは必ずやってもらっているというふうに担当者も言っておりますので、近いうちに私は処置をしてもらえるものというふうに考えております。

次に、擁壁の件でございますけれども、規則があるようで、ありのままに土砂を埋設したときが1とすると、その3倍の量を収容できないと擁壁は建てられないということなんです。

それが、東伊豆町はその条件にマッチしているんです。

3倍の、1倍、1つやってその3倍になれば、そういう条件を満たせば、国が擁壁つくるといことなんですけれども、現在、その箕作については、どれぐらいの量になるのかということも測量してみないとわかりませんし、そういう確実な数字がわかれば、それに基づいて交渉していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、私のほうから、椎原1号線の崩土の状況の関係についてですけれども、当初、第一報を受けた時には、原因がつかんでいない状態で、業者の手配をこちらのほうでしたんですけれども、原因がわかった時点で、支払いについては一切市のほうではやらないということで、向こうの業者と話をしておりますので、その点についての出費はしておりません。

以上です。

○議長（竹内清二君） 10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） 時間もありませんので、ぜひ、建設発生土のことについては実現をさせていただくように、市のほうも、これからの測量というか、測量結果出ていないもので、何とも言えないんでしょうけれども、実現するように、我々も陳情をさらに頑張りたいと思いますので、お願いをいたします。

太陽光については、本当にこれからやっていくであろう場所……。

○議長（竹内清二君） 1分前です。

○10番（土屋 忍君） 本当に水害については、大変心配なものですから、ぜひ、この規制もいろんなことも含めて、しっかりとやっていただきたいということで、質問を終わります。

以上です。

○議長（竹内清二君） これをもって10番 土屋 忍君の一般質問を終わります。

次は、質問順位3番。1つ、新庁舎建設問題について。2つ、須崎地区において県内で初めて実施した弾道ミサイル攻撃に対する避難訓練について。3つ、太陽光発電事業による乱開発とその指導について。

以上3件について、13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信でございます。

議長に紹介をいただいた順に、趣旨質問を進めさせていただきます。

まず、新庁舎建設問題についてであります。

新庁舎建設問題は、賀茂下田地区の市町村合併についての結論が出されました平成21年度以降、石井市政、楠山市政、そして福井市政と3代にわたり今日に至っております。

しかも、この経過は大変な混迷を深めてきたといえるのではないのでしょうか。

この間の中で、何が問題であったのか、困難で混迷を深めた原因がどこにあったのか。

まず、福井市長の認識をお尋ねをしたいと思うわけであります。

平成21年10月12日、新庁舎建設ワーキング会議（庁内組織委員12人）が設置され、5回の会議の末、平成22年5月25日、報告書が提案をされております。

皆さんご案内のように、現在地に建設をするという当初案でございました。

その概要は、図書館をともに建てる、複合施設とするという内容であります。

教育委員会事務局を庁舎内に置く。上下水道課及び環境対策課は現在の事務所を使用する。

そして、その規模は6,900平米である。庁舎が5,700平米、公用車を含みまして、図書館が1,200平米だと。

そして、候補地は現在地で建てかえ、21億2,020万円で建てるんだと、平成27年9月に耐震改修促進計画による目標年度までに新庁舎を建設をするという、こういう答申でありました。

ところが、23年3月11日、東日本大震災の発生によりまして、津波の被害を想定をするということで再検討がされると、こういう経緯になったと思います。

4月には施設整備室を設置し、新庁舎ワーキング会議は引き継がれて庁内検討会議に、そして9月9日には、下田市新庁舎建設検討市民会議が設置されております。

これは15人の委員であります。

市民アンケートも取り組んでいるところであります。

メンバー15人の中には、現副市長であります土屋徳幸氏、下田商工会議所会頭田中 豊氏、また一般公募では楠山俊介元市長が、この時は市長ではございませんが、委員としてこれに参加しているわけであります。

そして、新庁舎等の建設位置に関する提言を平成24年1月24日に、そして新庁舎の機能に関する報告書、機能と位置に関する報告書を、それぞれこの委員会は提案をしているところであります。

24年2月21日に、機能に対する提案であります。

そこで、この委員でありました副市長にお尋ねをしたいと思います。

現在地、敷根地域、鍋田、吉佐美、河内（蓮台寺駅周辺）つまり福井市長の提案の河内案は総合評価でペケとされているわけであります。

皆さんにお配りいたしましたこの資料は、平成24年1月の市民会議の提案であると同時に、新庁舎基本計画構想、平成27年5月にも同じ内容のこの資料が出されております。

時間の関係で、全部は紹介しませんが、法規制、アクセス性、災害対策、安全性、津波避難対策、経済性、経済波及効果、シンボル効果、用地の取得性、そして標高、評価となっております。

総合評価では、ご案内のように、現在地と敷根、いわゆる敷根公園のエントランス前面部分、この2つを答申をしているわけであります。

そして、河内地区は、まさに中心市街地から離れるが、利便性は確保できる、現在地と比べ標高は高くなるもの、津波被害の危険性が液状化の懸念があり、安全性に劣るが、学校跡地等の公有地の活用ができれば、経済性にすぐれたところである。

学校用地、稲生沢中学を利用できれば、ここの位置も可能性があるかと、現状では全く評価に当たらない地域で三角だと、こう言っているわけです。

この三角はどういうわけで、福井市長になったら丸になるのか、論理が破綻ではないかと私は思うわけではありますが、このような資料の経過の中で、副市長は自らこれに参加した、この見解と責任をどのように考えられているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

平成24年5月23日、下田市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会が設けられ、石井市長はこの審議会に諮問をしたわけであります。

新築年度を平成27年度から29年度に変更すると、これは敷根公園が公園法に基づいて、そ

の手続が2年ぐらいかかると、こういうわけでありませう。

そして、24年11月27日、楠山市長は、市税収入の落ち込み、認定こども園の建設、給食センターの建設など財政負担や、防災対策及び市内経済の活性化対策の予算の振り分けが必要で、もう1年先延ばしをしたいと、30年という案を出してきているわけでありませう。

そして、11月28日、下田商工会議所及び下田商店連盟から新庁舎高台移転に対する再考について、署名簿つきで嘆願書が提出されているわけでありませう。

これに対して、平成25年5月9日には、岩下区より「下田市新庁舎移転は安心、安全な高台へ」の嘆願書が845名の署名を添えて出されると、こういう経緯になってあるわけでありませう。

高台か、中心市街地に高いところか、市民の意見が2つに分かれたと、こういうことがいえると思うわけでありませう。

そして、平成25年6月27日には、旧町内4区長（広岡西、広岡東、岩下区、大坂区）より「下田新庁舎高台移転について住民投票を実施してほしい」と、こういう要望書も出されているわけでありませう。

福井市政の稲生沢中学校隣地の、この河内移転案は、高台でもなければ中心市街地のそばでもない、こういえると思うわけでありませう。

まさに、市民要望に全く応えていない案であると私は判断をするわけでありませう。

どうでしょうか。

この点について市長にお尋ねをしたいと、4つの評価軸を設けて評価したと、こう言っているわけでありませうが、この4つの評価軸は、ここに出された案をそれぞれ言いかえたものではなからうかと思うわけでありませう。

楠山市政は、平成25年11月には敷根公園地質調査も終えて、石井市政がほぼ決定しました敷根公園エントランス前面案を覆すために、いわゆる3年半を使ったと、こう言えるのではないかと思います。

この間、平成26年1月には、敷根公園の背後地、これは議員からも背後地を検討したらどうかと、現在地案、伊豆急下田駅合築案、敷根公園案等は検討がされてきているわけでありませう。

それぞれ難点があり、1カ所に絞り込むことができないとして、敷根民有地が平成27年の12月議会に提案され、ご案内のように否決をされるという結果になったわけでありませう。

石井市長も楠山市長も、現在地案か敷根案か、市民会議の決定を尊重をするという姿勢を

とってまいっております。

ところが、福井市長の河内案は、現在地案、敷根案よりも、まさに基準からいきますと、私は悪い案ではないかと、市民無視の悪い案であると、こう判断せざるを得ないと思うわけであります。

したがって、沢登の判断は間違っているというなら、4つの評価軸に照らして、どう理解したらいいのか、ご説明をお願いをしたいと思うものであります。

平成27年9月3日、新庁舎建設用地の変更を求める市民の会から、請願書9,577人の署名を添えて市議会に提案をされました。

この願意は、市議会では残念ながら否決をされましたが、内容的にはこの願意が賛成をされたという結果になったのではないかと思うわけであります。

この願意について、楠山市長はどのように理解をしているのか、お尋ねをしたいと思います。

〔発言する者あり〕

○13番（沢登英信君） 失礼しました。

福井市長はどう考えているのか、お尋ねしたいと思います。

新庁舎建設事業の再検討を求める請願書でございますが、楠山市長は6月議会において、新庁舎は敷根民有地に定め、国の有利な緊急防災・減災事業債を活用できるよう、早急に建設すると、当初案に含まれていた図書館、保健センターは県総合庁舎跡を借り、改造する、9月議会には敷根民有地購入予算、市役所の位置変更に関する条例を提案すると述べておりました。

本当に、安全性、利便性、経済性のバランスを考えると、敷根民有地しかないのでしょうか。

敷根民有地は、津波浸水想定外とはいえ、浸水区域に接しているグレーゾーンと呼ばれるものです。

下田富士の斜面崩壊や、県指定の土砂災害特別区域も隣接しています。

さらに、周辺の瓦礫集積、津波、火災発生リスク、液状化も危惧されます。

敷根1号線の上に、通行遮断要因が事前から予想できる中、緊急災害時の行政組織の早期初期、相当困難が見込まれます。

また、136号線との接道部は渋滞地帯であり、市街部との一体感は弱く、押し詰まった地形から発展性があるとは言いがたいものだと、経済性から見ても、国の有利な緊急措置とは

いえ、建設事業総額の約20%が25年かけて分割交付されるものであり、下田市の負担は28億9,000万円と巨額であり、厳しい財政状況をさらに悪化させる不安があると、こうした内容説明が住民に対して十分とはいえず、住民の合意をしっかりと得ることなく進める建設事業の再検討を求めるものであると、こういう文案のもとに3つの請願項目があるわけでありませう。

第1の請願項目は、新庁舎建設を敷根民有地とすることは白紙に戻し、住民合意を図り、再検討をしてください。福井市政のこの河内案が住民合意を得たものと現在いえるかどうか、この判断をどうされたかお尋ねしたい。

第2は、新庁舎跡地利用は、新庁舎建設と同時に計画し、公表してください。この土地を、現在の新庁舎を移転するのであれば、この跡地をどう利用するかをあわせて検討して、市民に提示してほしい。こう言っているわけでありませう。

そして第3点目は、県の総合庁舎建設事業と勘案して、急がずに進めてください。市長は自分の任期中に位置が決まればいいと当初言っておりました。それが32年、まさにオリンピックの年までにつくるんだと、こう言いかえてきているわけでありませう。その理由は何なんだとお尋ねをしたいと思うわけでありませう。

そして、この願意にどのように応えているかが、9,577人の市民にどう応えたということに私はなるんだろうと思うわけでありませう。

そして、このことは、この運動と一緒にやってきた議員の皆さんの責任でもあると、こう言わざるを得ないと思うわけでありませう。

建設費、3万8,238人の熱海で26年3月に建てましたが、この建設費は、5,700平米の床面積、4階建てで16億2,000万でありませう。

ところが、福井市長が提案しておりますのは、建設費22億、土地購入、造成費含めて8億、30億以内でやると言っているわけでありませう。

これが、オリンピックのこの期間を考えますと、3割から5割上がるということになれば、30億を優に超える、3億の利息を払い、33億になる、これが36億、40億になる。

こういう時期に建設して、本当によろしいのか。

この河内案の今の土地は、農地も含んでいると思うわけでありませう。

購入ができるのか、これらも含めて検討する必要があるんだろう。

そして、そうであれば、この答申は、中学校が廃校になった時は、そこを公有地として利用することもいかがでせうと、こういう答申を出しているわけでありませうから、中学校統

合を今進めている、34年まで先上りをするということが必要ではないかと思うわけであり
ます。

そのためには、この市民会議の皆さんが出した、現在地か高台かという、この基本に立ち
返り、津波対策やまちづくりにとって庁舎がどうあるべきか、再検討をすべき課題であると、
私は主張をしたいわけであります。

そして、現在は、サンワークの中に、高台に、敷根公園のサンワークに、防災センター的
な、センターではありませんけれども措置がしてある。

防災から考えますと、庁舎と防災センター2カ所に災害対策用の施設や放送施設があると
いうことは、必要なことだろうと思うわけであります。

そう考えれば、楠山さんと石井さんが悩んだ、1カ所にそれをまとめてしまうのではなく、
高台と市民の近くの市街地、それぞれ庁舎と防災センターがあると、こういう発想は当然そ
こに私は出てこようかと思うわけであります。

このような見解が、残念ながら出てこなかった。なぜ出てこないんだということをお尋ね
をしたいと思うわけであります。

さて、次に、敷根地区において、県内で初めて実施しました弾道ミサイル攻撃に対する避
難訓練についてであります。

〔発言する者あり〕

○13番（沢登英信君） ごめんなさい。

須崎地区において、県内で初めて実施いたしました弾道ミサイル攻撃に対する避難訓練に
ついてでございます。

私と小林弘次、杉山徳男さんとの連名で、6月20日に下田市長福井市長宛てに申入書を提
出をいたしました。

下田市が計画しているミサイル攻撃に対する避難訓練についての申出書を提出したわけ
ありますが、下田市は、平成21年12月11日、平和都市宣言をしております。

核兵器には一切かかわらない都市であると、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念のもと、
核兵器のない、大量破壊兵器の廃絶と世界の平和に貢献することを表明しているまちであり
ます。

下田市が平和都市であることを宣言するとしているわけであります。

まさに、これに反する、私は訓練でなかったかと思うわけであります。

ミサイル攻撃に対し、漁民会館に避難したところでどんな意味があるのか。

ミサイルが飛んでこないように努力するのが、本来の平和都市宣言下田市の市長の役目ではないかと思うわけであります。

どういう経過で、なぜ避難訓練をすることになったのか、お尋ねをしたいと思います。

さて、申入書は次のとおりであります。

「下田市は、国、県の要請に基づき、平成6年23日須崎地区において、弾道ミサイルの通過、着弾を想定して住民避難訓練を実施するようであります。

訓練内容は、ミサイルが発射されたことを住民に知らせ、直ちに頑丈な建物や家屋内の強度のある部分に避難を呼びかけるものであります。

私たちの住む下田市は、現在あじさい祭りを開催中であり、大勢の観光客が訪れる時期であります。

平和なまちにミサイル攻撃があるかのような想定での訓練は、多くの市民が納得のいかないところであります。

私たちは戦後70年余り、憲法に基づき軍隊を持たず、戦争しない国として努力してきました。

今日、下田市が計画しているミサイル攻撃に対する訓練は、日本が戦場となることを想定した憲法違反の訓練であると思います。

国際間の紛争を、戦争ではなく平和的な話し合いで解決する憲法の精神に反する行為です。

今、安倍内閣が北朝鮮のミサイルや核開発、日米共同で軍事行動を含む対応さえ検討しているとされております。

今日の下田市須崎における訓練は、これに迎合するものであり、下田市がミサイル攻撃を受けることなど到底考えられない中での訓練で、北朝鮮の脅威をあおり立て、軍事力の増強と国民に同意を得ようとするものであります。

下田市長は、軍事力強化の方向ではなく、日米友好の象徴のまちとして、国際平和のために努力をすべきであると考えます。

北朝鮮の弾道ミサイル発射（8月29日）や水爆実験（9月3日）は、決して許されるべきでない暴挙であります。

朝鮮半島やその周辺で有事が発生することは、東アジアの国々も、どこの国も望んでいないと思います。

万が一発生すれば、大変な惨禍に見舞われます。

このことについて、ジャーナリストの青木 理さんは、次のように言っております。

「北朝鮮は、これを人質にして挑発しています。挑発を挑発で返すのではなく、米朝の対話しか解決の道はありません。なのに、日本政府の反応は、漫画のように、ミサイルの発射の情報を受け、4、5分後に政府は全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートを作動させました。その後、わずか3分から5分後、ミサイルは日本の上空を通過しています。こんな短時間で対処することは到底無理であります。「頑丈な建物や地下に避難する」、「地面に伏せて頭部を守る」などは戦時中の「竹やりで爆撃機を」という発想と同質でナンセンスです。日本がすべきなのは、アメリカと北朝鮮の話し合いの実現に向け、平和的に解決するために努力をすべきである」と、こう言っているわけであります。

市長は、このような見解について、どのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。さて、次に、太陽光発電による乱開発とその指導についてをご質問いたします。

環境省は平成28年4月、「太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集」を公表しております。

そして、事例集をつくった理由を次のように言っております。

「初めに、再生可能エネルギーは、現時点では安定供給面、コスト面でさまざまな課題が存在するものの、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる、有望かつ多様で重要な低酸素の国産エネルギー源です。

平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたのを契機に、その導入が大きく進んでおり、平成27年10月現在、導入された再生エネルギーの9割以上が太陽光発電となっています。

太陽光発電の急速な普及は、地球温暖化対策の観点からも望ましいことですが、発電容量が1メガワット以上である、いわゆるメガソーラーのような地上設置型の大規模な太陽光発電設備においては、地域の自然環境、生活環境や景観への影響について懸念されるケースも見受けられるようになりました。

このような影響は、地域の状況に左右される面もあり、現場をよく知る自治体の対応が効果的な場合も多いと考えられます。

そこで、大規模な太陽光発電事業に伴う環境保全上の問題への対応を検討している自治体の職員の皆様を中心に、業務の参考として使っていただく目的に、自治体に取り組みの事例集を取りまとめました。

ここでは、環境影響評価条例や景観条例等に基づいて、事業者に対し適切な環境配慮を求

める制度について紹介をしています。

太陽光発電事業と地域の良好な環境の保全の両立に向けて、本事例集を実務的な参考資料としてご採用いただければ幸いです」

こう述べているわけでありませう。

既に、県条例や各町で条例をつくっているという状態でありませう。

県内では、富士宮市が、富士山が世界遺産に登録されると同時に、平成28年度に規制条例をつくって、風車や太陽光の届出制チェックをしているわけでありませう。

そこで、下田市内においては、小規模であっても環境被害を生じさせている事例が多々見られるわけでありませう。

1つは、KASH Energy合同会社、場所は白浜の尾龍、白浜旧道の……。

○議長（竹内清二君） 5分前です。

○13番（沢登英信君） ここでは土砂崩れ、道路が通行止めになる、このような現状になっているのではないのでしょうか。

現状はどうなっているのか、詳しくお尋ねをします。

2点目として、須崎椎ノ久保1040の1番地付近、いわゆる山口測量がやっております、この登録で見ますと、ちょっと番号はつきりしませんけれども、第4番の山和機工というものでしょうか、そこでは、山口測量が林地の木まで根から伐採をしてしまうと、こういうことで隣の所有者と争い事が起きている、このままではやがて須崎の海も汚れていくと、こういうことになろうかと思うわけでありませう。

現在はとまっているようでありませうが、これらは申請の手続も全くせずに手をつけてしまっているという実態になっているのではないかと思います。

それから、先ほど土屋 忍議員が言いました、株式会社イノベック、椎原柳沢366の1ほか、第1、第2、第3の発電所でございますが、これらも560トンからの水が出るにもかかわらず、排水の指導がされていないという結果、家の中まで土砂が入り、さらに道路を渡って田んぼに汚水が入ってしまうと、こういうことを引き起こしているのではないかと思います。

条例がない中で、どう指導し、住民の環境生活を守るか、大変な課題ではございますが、ぜひとも担当職員にはご奮闘いただきたい。

そして、現在ある自然保護法や、あるいは土地利用委員会、あるいは宅造法等の法令による指導だけではなくて、太陽光や風車を、再生可能エネルギーに向けた条例を県にまたつく

るように働きかけていただきたい。

忍氏への答弁には、そうするというような内容のご答弁でありましたので、期待をしたいと思います。兵庫県の条例「太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例」等も参考にさせていただいたらと思うわけであります。

県に条例を求めるのは、恐らく1万平米以上、1メガワット以上ということになるろうかと思えます。

45度や50度の傾斜地に、白浜の旧道でいえば、パネルを設置するというようなことになれば、これは必ず災害が起きてしまう、土砂崩れが起きるということは明らかではないかと思うわけであります。

そして、許可が出されても、大きな被害が引き起こされるであろうというような心配もせざるを得ない事態が、田牛のこの3ヘクタールもの開発あるいは加増野ゴルフ場を再度利用して開発をしていくと、大規模な開発もあるわけであります。

6月の私の質問には、9件ほど、その申請とつかんでいるところがありますよと、こういう報告でございますが、それ以外にも多く出されてきていようかと思えます。

これは国や県が太陽光発電を……。

○議長（竹内清二君） 1分前です。

○13番（沢登英信君） 推進をしていると、そしてその被害は、過疎地であるこの下田のよなところの住民が多く被害を受けていると、こういう実態になっているわけでございますので、ぜひとも行政当局、市長は大変な努力をしていただいて、これらの被害がないような、再生エネルギーが屋根の上や心配のないところでいっぱい発電ができるような仕組みをつくっていただきたいと、こう思うものでございます。

趣旨質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（竹内清二君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、沢登議員の質問にお答えします。

まず、第1の庁舎の移転についてでございますけれども、現在の候補地を再検討することはないのかというふうな問いかけでございましたけれども、再検討する必要はないというふうに私は考えております。

といいますのは、やはり、石井市長、楠山市長の時代と、この評価軸は、この評価の重要性といいますか、3.11以降、大変な状況の変化が出てきたと思うんです。

そういった面で、安全性、経済性、そしてまちづくりの方針、アクセス、そういうものが大きな評価軸となってきたということ、また新たに津波や浸水想定域とか、そういうのも固定したものが発表されましたし、それに基づいて検討した結果、現在のところが最適だということですので、変える必要はないというふうに考えております。

また、経費の問題ですけれども、実際、33億の事業をやりましても、市からの持ち出しは実際の14億8,000万でございます。

そのうちの7億は、事前に市で準備したこの基金等を使える、残りの7億8,000万は、起債で返せるということですので、33億という数字がひとり歩きしているんですけれども、中身は14億8,000万の負担額ということになるということでございます。

また、将来の建設費の高騰が懸念されるということですが、それは懸念として受けとめていきたいというふうに思いますが、実際に高騰するかどうかはまだわかりませんので、そのときになったら対応していきたいというふうに考えております。

次に、ミサイルの訓練でございますが、議員ご案内のとおりだと思うんですけれども、いわゆる事態対処法と国民保護法に基づいて、地方公共団体の長は市民の生命と身体と財産を守る責務を有するんです。

それに基づきまして、下田市には市民保護計画というものがございます。

それに基づきまして、訓練をやったわけでございます。

また、防衛とか外交につきましては、これは国の専管事項ですので、市として防衛力を増強、軍事力を増強するだとか、そういうことは言えないわけございまして、また、市としても抑止力の一部を担うとか、あるいは外交の一部を担うとか、そういうことはできないわけございまして、民間外交ということは現在、下田としてもやっております。

それは、黒船祭を主題にしたニューポート市との姉妹提携をしておりますし、そして今後、ロシアとも、特にプチャーチン提督、そしてディアナ号、そしてヘダ号、そういうつながりを持って、富士市と沼津市と下田市が協力して、ロシアとの交流をこれからやっていかなければいけないということで、民間外交の一部を担うことはできるというふうに考えております。

また、防衛力の整備の関係では、自衛官の募集だとか、あるいは自衛隊協力会とか家族会、あるいは募集相談員なんかと連携しながら、隊員の激励だとか、あるいは募集に協力していかなければいけないというふうに考えております。

ミサイル訓練をやったのは間違っていなかったというふうに思います。

次に、太陽光発電ですが、先ほどお答えさせていただいたとおり、下田市としては、現在ある条例に基づいて、業者に対して事故を起こさないように、あるいは住民の意向を反映するようにということで指導をしておりますが、条例のまだ行き届かないところがございますので、県と相談しながら、これから新たな規制をできるのかどうかというのを検討していきたいというふうに思っております。

しかしながら、太陽光発電も、非常に二酸化炭素の抑制にはつながると思いますので、クリーンエネルギーとして非常に重要だと思っておりますので、そういう産業の振興も図っていかねばいけないと、こういうところを調整をしながら、進めていくように考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） それでは、私個人宛てに、6年前の下田市新庁舎等建設検討市民会議委員であった私が、今回の場所について、当時のこの会議の結論とは異なった、乖離した結論を出しているのはいかがなものかというようなご質問であろうかと思えます。

まず、確認させていただきたいものは、先ほど申しあげました本市民会議は、平成23年9月9日に設置をされたものであります。

市民会議といいますのは、昨今よく用いられます諮問機関とは全く異なりまして、市民の、一般の方々から広く意見を聞きながら、新庁舎の建設利用に生かしていくためのという目的のもとに設立されたものであります。

したがって、ご案内のとおり、座長は元市議員であった須崎の土屋磯雄さんでございますが、構成メンバー15名、そのうち学識経験、私ども含めて4名、公共的団体が8名、これは先ほどお話がありましたように、商工会議所会頭の田中 豊さんも入っています。

それから3号委員としては、公募委員3名ということで、これは公募の委員ということで、先ほどもお話がありました楠山元市長も入っております。

合計、これらのメンバー15名で、座長のほうから24年の2月21日に回答をしていただいているわけでございますけれども、その名称は答申ではなくて、いわゆる提言書でございます。

提言書ということで、審議した結果、こういうようないろいろな意見がありましたということ提言させていただいたということ、まず前提にご確認をいただきたいと思えます。

委員会の開催は1回から7回ということで、7回開催しております。

そこで、議員のご質問のご趣旨でございますが、1月23日に建設位置に関する提言書、それから2月21日に機能に関する提言書を、先ほど申し上げたとおり提言させていただいてい

るわけでございますが、その中でも特に、1月23日の建設位置に関する提言書、これらの中において、特におっしゃっているのはいわゆる敷根地域、それから河内地域、この対比について、皆様のお手元にもあるようでございますが、総合評価の中で敷根地域は丸であって、河内地域については三角であった。

その三角のところを、今何でお前たちは選んだんだというお話だと思います。

ご案内どおり、この23年というのは、議員もおっしゃったとおり、3月11日に東日本大震災が、甚大な津波被害が起きた、その記憶が生々しい中で、今後どうしようかというような状況を検討していたわけでございます。

したがって、地震津波に対する災害対応、防災拠点としての機能するための安全性が大きな前提条件となりまして、特に高台への移転が大きなウエートを占めておりまして、庁舎へのアクセス等とあわせ、主な検討条件となったものであります。

したがって、その結果、敷根地域、これは利便性には課題があるけれども、安全性では評価は高い、いわゆる標高53メートルという高台に位置していると。

一方、河内地域については、利便性でやや劣るけれども、安全性で評価は低いと。これはなぜかということ、津波浸水地域と想定されていたわけであると。

そういうところで、また河内地域においては、現在予定している場所を想定しているものではありません。

いわゆる今の稲生沢中学校北側というところを特定したものではありませんで、お手元の資料にもありますとおり、半径500メートルぐらいの円の範囲内の中で、北はお吉ヶ渚先から南は国道414号のトンネルのあたり、また東西は蓮台寺駅背後地から、河内の向陽院の背後地まで、山間地まで含まれたエリアで、提言書の評価では、特に山林部に一部、土砂災害情報マップ掲載区域があると、現在の予定場所にはあり得ない懸念が示されているわけがあります。

さらには、ホームセンターの用区については、用途地域では第一種住居地域でありまして、3,000平米以上を超える建築物の制限が適用されて、庁舎建設の障害となると。

一方、先ほど市長からもありましたように、当時、学校統合を初めとしまして、学校再編の検討が皆目進捗しておりませんで、今日の稲生沢中学校跡地利用を想定した発展性などはとても考慮できるような状況ではなかったと。

先ほど市長がおっしゃったように、いろいろな状況の変化があるわけだから、以上の状況から、当時の河内地域より敷根地域のほうが評価が勝っているとされたものは、当時の状況、

要するに甚大なあの東日本大震災の被災状況を目の当たりに見た後で、わずか6カ月の間に検討した中では、当然の帰結であったと考えております。

議員がよく使う論理の破綻というのは、あり得ないというふうに考えております。

しかしながら、提言提出後の平成24年3月31日の内閣府の南海トラフ巨大地震モデル検討会による第一次報告、または平成24年8月29日の同第二次報告を経て、平成25年6月27日の静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、その後の状況の変化は先ほど市長よりご報告があったとおりであります。

以上のとおりでありまして、何も今回の河内地域について、特定したものが当時の市民会議の結論と全く矛盾しているということには考えておりません。

以上であります。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、私のほうからは、太陽光発電事業による乱開発とその指導についての中で、白浜地区ほか2件の指導をどうなっているのかというご質問に対しての説明をさせていただきます。

まず、白浜原田の件につきましては、宅地造成等規制法に適合していないこと、また造成面積全体で2,000平米を超えるため土地利用指導要綱にも関係してきますので、下田土木事務所と協力して指導をしておる状況です。

須崎の開発につきましては、当初、事業の施工者は伐採、抜本だけで宅地造成等規制法には違反していないという認識であったようですけれども、伐採のために重機の進入路等の造成をしているので、もうそのこと自体が規制の対象なんですよというお話をさせてもらって、下田土木事務所のほうと指導をしている最中でございます。

椎原の開発につきましては、先ほどもお話ししましたが、土地利用指導要綱の関係、また景観法につきましては、行為の届け出がありまして、完成後に公道から施設が見えるようだと植樹などの指導をしますよというお話をしているんですけれども、現状では工事が完了していないため、その植樹の指導はまだする段階ではございません。

あとは、規制のための条例の関係ですけれども、すみません、先ほど土屋 忍議員からのご質問にもお答えしたとおり、市長会町長会合同の連絡会議におきまして、県による条例の制定を求める意見が出されておりました、県のほうで精査、検討するという回答がされていることもありまして、市の独自の条例制定をするとしましても、そちらの県の条例との整合性を図りつつ検討していきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（竹内清二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 3番目の、太陽光発電事業による乱開発に対する指導についてで、産業振興課関係で答弁をさせていただきます。

1の白浜原田旧道沿いにつきましては、森林法の区域内で森林形成変更面積が1ヘクタール未満のため、森林法に基づく伐採届の提出がありまして、静岡県に進達しております。

2番目の須崎につきましては、計画の事前打ち合わせでは森林法区域外での施工となっていたため、森林法に基づく行為の該当はありませんでしたが、4月になって5条森林の伐採に当たる行為が発生している可能性があるということで、賀茂農林事務所と現場に行ったところ、先ほど議員の質問の中にあつたように、現状として5条森林の伐採の行為が確認されたと。

今後の対応としましては、先ほど建設課長の答弁にあつたように、下田土木事務所が宅造法等規制法の指導をしておりますので、その際に森林開発に関する計画書類の提出を求めることで、静岡県と連携して調整しております。

なお、施工範囲の中には農地が含まれていたため、確認したところ、農地には手をつけないというお話があつたんですけども、現地確認したところ、農地には未施工であつたということでございます。

椎原につきましては、森林法の区域外での施工であり、森林法に基づく行為の該当はございません。

また、3カ所におきまして、自然公園法の区域外でもございます。

事業者の大半は、事前計画段階で事前に相談される方が多く、各法に基づいて指導をしているところでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 質問者にお諮りいたします。

ここで10分間休憩をとらせていただいてもよろしいでしょうか。

○13番（沢登英信君） はい。

○議長（竹内清二君） では、10分間休憩に入ります。

午後 2時 5分休憩

午後 2時 15分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、12番 森 温繁議員退席の届け出が出まして、受理いたしましたのでご報告させていただきます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 庁舎建設関係でございますが、今日に至っている中、混迷をきわめた原因は何かというようなご質問があったと思いますが、庁舎建設の検討してまいりました8年間の中で、何が問題で、混迷を深めてきた原因はというような質問だったと思うんですけれども、市役所の災害時に求められる役割、機能などの考え方の違いによるものだと理解してございます。

まず1つ目は、津波被害想定でございますが、平成22年5月の新庁舎建設庁内ワーキング会議において、現在地における庁舎の建てかえについて方針を取りまとめた時の地震津波の被害想定は、静岡県第3次地震被害想定でございました。

現在地の浸水想定は1メートル未満の浸水区域の端であり、今ほど大きな被害を想定してはおりませんでした。

しかし、23年3月の東日本大震災における東北地方の津波被害を目の当たりにし、津波に対する認識を改めさせられました。

そのような状況の中、24年3月に内閣府の有識者会議の第一次報告として、詳細な地図等のデータはなく、下田市の最大津波高25.3メートルと発表されております。

津波被害の状況が記憶に新しい当時の、こちらは副市長の答弁にもございましたが、状況としては、誰しもが標高25.3メートルの地域まで浸水すると思いついていた、また、下田市内でいえば落合地区周辺が標高25メートル程度となるわけです。

その後、平成24年8月には内閣府の第二次報告、25年6月には静岡県第4次地震被害想定が公表され、現在地における浸水深さは6.74メートル、到達時間約20分、津波浸水想定区域も西中地区周辺までと、より詳細な津波被害想定が発表されるなど、津波被害想定が大きく変わりました。

2つ目は、災害時の受援体制の整備についてです。

東日本大震災を教訓とし、大規模災害時には初期の救命から復旧・復興期まで大量のマンパワーが必要とされることから、応援を受け入れる側の体制整備についても見直されることとなりました。

法整備や全国的な取り組みを受け、多くの支援を受け入れる受援力についても、重要な要素となっていると考えております。

東日本大震災を機に、特に防災面に関して情勢の変化が大きく、岩下区などからの請願書など、災害時の安心・安全を考えた庁舎建設への意向が強いものでした。

一方では、商工会議所、商店連盟からの嘆願書は、平常時の市内経済への影響を危惧するものであり、安全だけを追求することが望ましいわけではないことから、下田市の地勢、防災体制、まちの構造等に十分に照らして、平常時と災害時の両方で役割を最大限に満たす箇所選定が困難で、今日に至っていると理解しております。

今回提案の候補地は、両方の条件を満たす場所として選定いたしております。

続きまして、請願書9,500余名の請願の中にございました、白紙に戻して住民の合意を図り、再検討してほしいという内容と、それから現庁舎跡地利用はどういうふうにするのかというお話と、それから急がずに進めてほしいということと、これまでの手続についてお答えいたします。

請願書などの市民の思いは、敷根民有地には賛成できないので再検討してほしいということであったと理解しております。

そのため、安全性、経済性、利便性とした当時の選定基準に対して、大きな見直しを訴える意見などはなく、当時の選考基準を踏まえ、評価軸という考え方による整理のもと、財政力、安全性、強靱性、まちづくりの方針、アクセスと4つに細分化して、庁内検討会議での協議を経て、今年2月に候補地である稲生沢中学校北側隣接地に方針決定してございます。

嘆願書には、高台との記述はございますが、請願書及び市民の要望は安心・安全な場所にしてほしいとの意向であったと理解しております。

手続等におきましては、下田市としての方針決定後、市議会全員協議会において、議員の皆様には候補地選定に関する中間報告をさせていただき、広く住民向けといたしまして、広報「しもだ」に検討の経過、4つの評価軸、今後のスケジュール等を掲載し、パブリックコメントの実施や借入金の上限返済計画などを示しながら、説明をしております。

また、跡地利用の件でございますが、公有財産有効活用検討委員会を平成29年6月に要綱制定し設置いたしました。

建物、土地等の公有財産のうち、現行の設置目的や用途の変更が必要または今後想定される財産について、庁内の関係課による多面的な検討を行うことを目的に設置しております。

現在まで委員会1回、幹事会2回を開催し、現庁舎を含む対象財産の選定と個々の状況確

認等を進めてございます。

まだ、こういうふうな利用にしようということにまでは至っておりませんが、そういう形で進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、急がずというお話ですが、新庁舎建設に必要な手続を踏んで、急いではいないという認識でございます。

市役所の位置に関する条例の一部改正を上程しないまま設計、用地取得費、造成費の予算を要求し、建設していくことも可能でございますが、丁寧に手続を踏んでおります。

新庁舎建設につきましては、議員ご指摘のとおり8年の長きにわたり混迷してまいりました。

しかし、このことは、逆に議論百出し、機は熟したものと考えております。

したがって、市といたしましては、スピード感を持って事業実施に取り組むべきと行動しております。

また、老朽化して、通常災害にも機能不全に陥りかねない現庁舎の状況を一刻も早く解消することは、行政の責務と認識しております。

さらに、国の有利な財政措置でございます緊急防災・減災事業債を活用することも考慮すれば、手続を踏みながらスピード感を持って実行し、後世に大きなツケを回さないことも大切なことと認識して取り組んでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 答弁漏れはございますか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 大変丁寧な答弁でございますが、全く内容のない、残念ながら答弁であると、こう言わざるを得ないと思います。

副市長にお尋ねいたします。

河内蓮台寺駅周辺、この地図の中には、現在の河内案は入っていないのでしょうか。

この丸の中の中心に入っているのではないのでしょうか。

市街地から離れているが、国道41号線や蓮台寺駅に近接しており、公共交通は確保できる、こういう主張をされていませんか。されていますよね。

しかし、その実態は、41号線はわずか、入り道は4メートルしかない、しかもその土地との段差は3.5メートルも下に下がっている、まさに今、河内地区のこの土地は、袋小路の土地であると、こう言えるのではないですか。

市道面に接しているところは6メートルしかない。

確かに414は通っています。市道は通っています。

立野お吉ヶ淵線がこちらにありますけれども、それらの道は、現時点では利用できないような事態に立ち至っている。

したがって、第3回のこの審議会の中でも、病院を含めて、この交差点の、414に接するように土地を購入したらどうかと、こういう質問さえ出ているのが現状だと。

この土地は、楠山市長が申請域外だと、その隣接地であると、交通へ隣接地は隣接地なりの被害が出てくると、こういう指摘を受けたわけであります。

河内地区も同じような状態にあるのではないのでしょうか。

そして、何よりも現在2万2,000人の人口が、20年から25年後には1万4,000人を切るだろうと、こういう想定がされていますね。

この河内地区に持って行って、蓮台寺地区をまた再び温泉街に戻そうと、こういう発想なのか、どういう発想なのか、どういうまちづくりをするんだということは全く触れていないのが現状ではないのでしょうか。

そして、跡地の問題も、確かに審議会を持って動き始めたかもしれませんが、場所をここに決定するというような事態になって、どうしようというような方向づけが出されているわけではない。

方向づけも出されていない状態の中で、場所はここに設定すると、このような決定はやはり急ぎ過ぎだと、市民の合意を得るということを、もう少し時間をかけたらいかがかと思うわけでありますが、この点はどうでしょうか。

しかも、この河内地区のあれは、学校用地を使えば土地の購入も少なくていいですよと、稲生沢中学校の利用さえ検討して、文書は書かれているわけです。

24年の1月に、こういう提言をしたかもしれませんが、27年の5月の、この基本計画についても、この提言を同じように踏襲をして、こういう方向がいいですねということは検討されていることですよ、27年の5月に。

それを全く、副市長は無視をしようということですか。経過から言えば。

今までの論理を全て否定して、市長がここがいいと思えばここにするんだと、こういう決定の仕方でいいのかという、こういう疑問を投げかけているわけであります。

そして、何よりも高台、防災の津波浸水の関係で高台がいいよと、そうはいつでも日常のまちづくりでは、商業等の活性化からいっても中心市街地の近くがいいよと、相交わらない

この2つの意見の対立の中で混迷が起きたというぐあいに、私は考えています。

したがって、これをどこが、いい場所が1カ所あればいいと、こういう発想で中間地点を楠山市長は選んだんだと思うんです。

しかし、それは中間地点であって、市民の納得は得なかったと、こうであれば、防災の拠点は防災センターとして高台に、そして市役所は市民サービスを中心とした市街地地区にそれが設置されると、今までの下田市の生き方は、そういう方向で進んできているわけであり

ます。それを1カ所にまとめてしまうというところに、大きな矛盾があるのではないかと、それから機能の点でいえば、図書館と複合施設として増設するんだと、こういう結論を出したわけ

です。ところが、県の庁舎の防災センターが敷根にできると、県の庁舎があくから、そこを保健センターあるいは図書館にしたらどうかと、こういう案が出てきました。

これは実現できない案ではありましたが、図書館をどうするかということは、検討項目に入っていたんです。

副市長が提案しているこの位置提案には、図書館はどうなっているんですか。

全く考慮外になっているのではないのでしょうか。

機能の提言を尊重をしていないと、こう言わざるを得ないと思いますが、いかがでしょうか。

とりあえず、庁舎の問題について次々、あと2点はまた進めさせていただきます。

○議長（竹内清二君） 答弁を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） まず、国道に接していないというような件だったかと思うんですけれども、こちらにつきましては、現在、土地所有者の方々とお話もしております、国道からの出入りができるように計画をさせていただいております。

それから、跡地利用の件ですが、先ほどもご答弁申し上げましたように、委員会を立ち上げて検討しておりますので、そちらにつきましてはもう少しお時間をいただきたいということでございます。

それから、防災の拠点のお話があったかと思うんですが、そもそも防災の拠点としては、庁舎とそれからサブ拠点という考え方が通常でございまして、現庁舎につきましては、防災拠点になり得ない。なので、サンワークを位置づけていると。

県などの指導によりますれば、サンワークがそれでは防災拠点だということなので、そこが使えなかったらどうするんだという話で、以前、私が防災係長だった頃には、消防の今一部事務組合の下田消防本部の3階を使わせていただくとかといったことを模索したわけですが、そこについても浸水域になってしまって、現状では1カ所しか防災拠点がないという形になっているわけなんです。

ですから、防災上安全なところに庁舎を移して、サブ拠点はサンワークという考え方は、普通に考えられることではないかと思います。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 図書館の件につきましては、一番最初に私が就任した時には、総合庁舎の2階か何かに間借りすることになりましたけれども、そこはまた別の用途で使うということになりまして、図書館の処遇につきましては、宙ぶらりんに似た形になっております。

これはまた、庁舎建設とは別途検討するという話で進んできておりますので、これ、また稲生沢中学が、もし皆さんにご賛同いただければ、統合再編成で使わなくてもよくなる話でございますので、図書館につきましては、その跡地を利用してできるのではないかと、うふうな考えをしております。

次に、防災拠点の件につきましては、やはり司令塔になるのは、市役所でなければいけないんです。

市役所に全て情報を収集して、そこからいろんな要請を、自衛隊に要請を出したり、警察に出したり、消防署に出したり、あるいは消防団に指令を出したり、そういうところはやはり、ヘッドクォーターとして市役所でないといけないんです。

そこはやはり、発電機を入れるとか、そういう抗堪性を持たせて、災害のときでもある程度の生活できる、そして仕事ができるというものでないといけないんです。

そういう面では、稲生沢地区、今河内の稲生沢中学校の北側隣接地は、物すごい最適な場所になるということでございます。

高台に上がると、非常に安全になるかもしれませんが、崖崩れとか、そういう危険性があるわけです、開発しても。

また、開発にお金がかかるということになりまして、経費が安く、今の平地で開発の必要もない、そういうところに、津波浸水外、優に津波浸水域外ですので、最も適しているものというふうに私は考えています。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 残念ながら、意見がかみ合いませんので、要望してこの点は終わりたいと思うわけであります。

住民合意を市長は得ているというような理解であります。私はやはり、住民合意をまだ得ていないのではないかと、市民にきっちりこの内容を伝えていかなければならない。

しかも、この土地の提案が、414に接していないのではないかと、接しているのはわずか4メートルだと、この指摘に対して、今土地の交渉中だと、こういう答弁では、提案をする時期ではないのではないかと思うわけです。

414に接している面積は4メートル以上ではない、ちゃんと接していますよと、土地交渉もある程度済んでいますよと、契約までは行ってないけれども、了承は得ていますよと、こういう答弁のときでなければ、ここの場所を庁舎の位置として指定しましょうというような提案をすることはいささか問題ではないかと、こういうぐあいに私は、これは私の見解ですから、思います。

それはここにいる議員や市民の皆さん、ご判断くださるということになるかと思っておりますので、ぜひとも、急がずともゆっくりやっていただきたい。

そして、この4,600万ですか、17年間で割れば年々の返済金は4,600万だと、こう言いますが、中学校の建設で4,300万ぐらいだと、そうしますと、あと今市長の答弁にありました図書館はどうするんだ、清掃事務所はどうするの、斎場はどうするのと、次々市民のために進めなければならない事業はめじろ押しなんです。

〔「やるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○13番（沢登英信君） やるのは結構ですけれども、金がない中でどうやってやるんだと、庁舎に33億も使っているのかという、この市民の思いというのは、市長、出てくるわけです。

ですから、それはもう少し、その半分ぐらいでできるような、いろいろな事業ができるような、そういう仕組みを、上限を決めるのではなくて、どういう形で安くやって、それが必要な機能を満たしているかと、こういう発想をしていただきたい。

市長は、上限ここだから、ここまで出しているということになれば、その上限がさらに超えていってしまうというのが、よりよくしたいという気持ちが出てきますから、なるわけです。

ですから、そこら辺は考えを、ひとつ再検討を重ねてしていただきたいと。

それから、須崎のミサイル発射の飛来の訓練については、なぜ静岡県で下田市なのか、こういう疑問があるわけです。

原発を抱えている浜岡、あるいは裾野や御殿場、自衛隊の基地を抱えているところもある、それらを差しおいて、観光地下田が何で訓練をしなければならないのか。

しかも、御用邸がそばにあるのではないですか。

そんなところにミサイルが飛んでくる、しかも観光地、城山公園であじさい祭りをやっている時に、下田にミサイルが飛んでくるかもしれないなんてニュースが流れて、観光地としてふさわしいかといえば、下田市長としての立場から考えていただきたい。

それは観光地としてふさわしいと結論は出てこないのではないかと思うわけです。

では、何で下田だけでなく、ほかの自治体は訓練しないんですかということに、市長、なるのではないですか。

どうして下田市がやることになったのか、その質問にご答弁がございませんので、ぜひ1点、そこにご答弁はいただきたいと思うわけであります。

訓練が全く必要でないとは言いませんけれども、下田市があえて静岡県で第一番目にやらなければならない理由とは何だったのか、そういうことでございます。

それから、太陽光の問題でありますけれども、すみません、一つ一つ答えてくださるようですので、終わります。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） なぜ下田でやったのかということでございますけれども、ほかの市町村長も同じ気持ちだと思っておりますけれども、私は人一倍、やはり市民のことを思って、市民の生命、身体、財産を守らなければいけない、そのためにぜひ、Jアラートのことはみんな認識してもらいたいと、最低限、そういうふうなつもりで、下田で訓練をやらせてくれというふうに言ったわけでございます。

なぜ下田なのかと、ほかのところが原発とか、そういう自衛隊の基地とか、米軍の基地とかあるではないかということでございますけれども、そういうエスカレーション・ラダーというのがあるんです。

要求を飲ませるためには、いきなり核心のところには撃ち込むよりも、本当にちょっとずつ、この遠くから持ってくるというところが、そういう戦略もありますけれども、ひょっとしたら下田も、そういうエスカレーション・ラダーによるものになるかもしれない。

それは確実に下田が狙われるというものではないんですけれども、またほかのところを狙

ったところが、下田に飛んでくるという場合もありますし、また飛んでいる飛翔体が爆発をして、何らかのあれで破片が下田に落ちてくるという場合も考えられますので、あらゆる脅威を考えた上に、やはり須崎地区がいいというふうに考えました。

といたしますのは、やはり、下田に来ている観光客の皆さんも守る必要があると思うんです。

下田の市民以外にも、下田に来ていらっしゃる観光客の方にも身を守ってもらいたいという気持ちもありまして、本当はあじさい公園でやるべきだというふうに私は考えたんです。

しかしながら、非常に警察も、交通整理とか、あるいは人の整理とか、そういう面で非常に高度な対応になるということで、まず最初に、初期の段階からやるということで、須崎地区では、ちょうど海岸に面したところですので、人通りも一方向、あるいは二方向ぐらい限定されると、そういう面で警察の交通整理等も的確にできると、安全も確保できるということで、須崎地区にお願いしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） これも全く見解が違って、交わるところが残念ながらない。

私のような見解も、必ず少数ではなく、あるんだということをご理解をいただきたいと要請をして、太陽光発電に移りたいと思います。

屋根の上につくるであるとか、それぞれの市でも認定こども園でやっているわけで、太陽光発電の必要性は認めますが、土地、特に山林を伐採をして、そこに大規模な開発をするというのは、これはもうまさに乱開発、かつてのゴルフ場開発や分譲地開発と何ら変わらない被害を地元民に与えると、この現象が明らかに出てきているわけです。

先ほど土屋 忍議員が言われた第1・第2・第3のところも、農地を非農地であるというぐあいに変えて、そして太陽光、ソーラーを設置をすると、こういうことでして、具体的には、恐らくその排水の計算もしたんでしょうけれども、それらの指導は全く現実に合っていないと、560トンもの水が飲めない形で、その水が家屋を押し流したと。

さらに汚水が用水をとめてしまい、田んぼに流れ込むと、こういう事態を……。

○議長（竹内清二君） 3分前です。

○13番（沢登英信君） 引き起こしてきているわけです。

これは、一応、土地利用や等々含めて指導をされていても、そういう状態になっている。

さらに、全くの指導なくて、どんどん始めてしまうと、須崎や等々も、白浜の旧道や等々も出ているわけですから、これはもう早急に指導をする体制を、ぜひともつくっていただき

たい。

市長は前向きな答弁をいただいているわけですが、しかもこれは、建設課や担当の産業課に任すのではなくて、土地利用委員会にかかわっている、その土地にかかわる全ての課長さん方が一堂に会して、チェックをしていくという体制をとっていただきませんか、対応できないという、こういう課題になっていると思うわけです。

したがって、市の条例もつくっていただき、県にも1万平米以上のメガソーラーといわれるものには県条例をつくっていただき、こういう要望や要請を出し、ぜひとっていただいて、対応していただきたい。

問題を起こしていないのは、地元の人たちが小ぢんまりやっているのは、余り問題出していないんですが、ほとんどが外からの、外部の人たち、あるいは外国の人たちが投機目的のようなことも考えられるような形で開発が始まっている。

したがって、当初始めた人と、ある程度たってしまうと、その所有者が変わって、ほかの所有者になっている。

地元の人、誰と交渉していいのかわからない。

こういう事態を引き起こしているのが現状だと思いますし、ぜひともこの点は深刻に受けとめて、対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 私どもとしましては、現行の法令、条例の中でできる限りの指導はしているつもりなんですけれども、どうしても申請を上げてこないでやってしまうところとかに対して後手に回っているところが事実であるのはわかっておりますので、今後、その辺の対策は考えていかなければいけないのかなとは思っております。

あと、排水の問題につきましては、例えば宅地造成等規制法かからないよといっても、権原でいえば、排水自体が最終的には市の管理する排水路を流れることになりますので、その面から排水路をあふれるような水が流れてきては困るよとか、そういう方向からの指導もできる限りやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 3つほど具体的な事例を示しました。

一定の、地元の協定書を業者が結んだり、市の指導が一定の効力を発揮しているところもあるかと思いますが、須崎の、誤ってほかの土地まで木を切ってしまったと、こういうよ

うな、しかもこれは施主ではなくて、頼まれた測量業者がやってしまったと、こういう経過であろうと思うわけです。

ですから、これらの点を具体的にどう指導していくのか、福井市長にお尋ねしたい。

特にそういう体制をとっていただきませんか、各課長に任せろといっても、なかなか全部に目が届かない。

いろんな部署に目が届くような指導体制をとり、そのためには市の条例も早急に検討して成案をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 福井市長と言うと、副市長というように聞こえますので、市長と書いていただければ。

〔発言する者あり〕

○市長（福井祐輔君） これからも、やはりそういう面では、産業を振興しなければいけないんですけれども、そういう規制のための条例をつくるというときには、そういう組織もつくらなければいけないというふうに考えておりますので、前向きにそれは検討してまいります。以上です。

○議長（竹内清二君） これをもって13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

○議長（竹内清二君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

ご苦勞さまでございました。

なお、この後、決算審査の事前協議を午後3時から第1委員会室で開催いたしますので、委員会予定者の方はお集まりください。

お疲れさまでございました。

午後 2時50分散会